
久米南町高齢者福祉計画・
第9期介護保険事業計画
(令和6(2024)年度～令和8(2026)年度)

令和6(2024)年3月

久米南町

～ 目 次 ～

第1章 計画の概要-----	1
【1】計画の基本的な視点-----	1
【2】計画の策定にあたって-----	4
【3】計画策定の体制-----	5
第2章 高齢者を取り巻く状況-----	6
【1】高齢者の状況-----	6
【2】アンケート調査結果-----	9
【3】介護保険サービスの利用状況-----	17
第3章 高齢者施策の将来ビジョン-----	21
【1】高齢者等の将来推計-----	21
【2】基本方針-----	22
【3】計画の目標-----	22
【4】施策の体系-----	24
第4章 高齢者福祉施策の推進-----	25
【1】健康づくり・介護予防の推進-----	25
【2】地域で支え合うまちづくり(地域包括ケア体制)の推進-----	30
【3】生きがいつくりの推進-----	36
【4】安心して暮らせる環境整備の推進-----	37
第5章 介護保険事業の推進-----	41
【1】介護サービス事業量の見込み-----	41
【2】サービス給付費総額-----	45
【3】第9期計画における第1号被保険者の介護保険料-----	49
【4】介護給付適正化の推進-----	53
第6章 計画の推進のために-----	54
【1】関係機関との連携の強化-----	54
【2】計画の進行管理-----	54
資料編-----	55
【1】久米南町介護保険事業計画策定委員会-----	55
【2】計画策定経過-----	58

第1章 計画の概要

【1】計画の基本的な視点

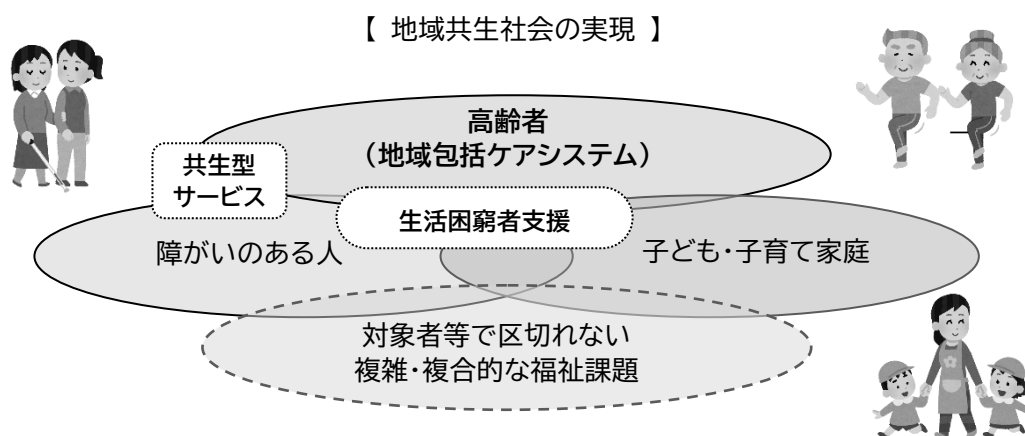
1 地域包括ケアシステムの深化・推進と地域共生社会の実現

“団塊の世代”が75歳以上となる令和7(2025)年をまもなく迎えます。国は、これまで高齢者支援として推進してきた「地域包括ケアシステム」を深化させる方針を示し、地域に暮らすすべての人が支え合う「地域共生社会」の実現を目指しています。

第9期計画（令和6（2024）～令和8（2026）年）

令和22(2040)年を展望し、誰もがより長く元気に活躍できる社会の実現

- 多様な就労・社会参加（70歳までの就業機会の確保など）
- 健康寿命の延伸（令和22年までに健康寿命を男女ともに3年延伸し、75歳以上に）
- 医療・福祉サービス改革（令和22年時点で単位時間当たりのサービス提供を5%以上改善）
- 給付と負担の見直し等による社会保障の持続可能性の確保



2 高齢者保健福祉分野と介護保険分野の連携した計画づくり

高齢者福祉計画も介護保険事業計画も目指す方向性は同じ「地域包括ケア体制の充実」です。

高齢者保健福祉分野と介護保険分野が連携を図り、元気な高齢者が多い前期高齢者をメインターゲットとした介護予防、担い手養成プロモーションに力を入れることにより、後期高齢者の要介護認定率の低減化や、介護保険料抑制にもつながります。

さらに、高齢者保健福祉分野と介護保険分野の連携・連動を基本に、医療も含めた、包括的な介護予防の取組が求められます。

3 国の方針等

令和5年3月の全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議では、これから正式に示される第9期計画の基本指針に関する内容が示されました。

※令和5年3月 全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料より抜粋

【背景等】

- 第9期計画期間中には、いわゆる団塊世代が75歳以上となる2025年(令和7年)を迎える
- 全国で見れば、65歳以上人口は2040年(令和22年)を超えるまで、75歳以上人口は2055年(令和37年)まで増加傾向が続き、要介護認定率や介護給付費が急増する85歳以上人口は2035年(令和17年)まで75歳以上人口を上回る勢いで増加し、2060年(令和42年)頃まで増加傾向が続くことが見込まれる
- 一方で、生産年齢人口は減少していくことが見込まれている
- 今後、急激に高齢化が進行する地域もあれば、高齢化がピークを越える地域もあるなど、人口構成の変化や介護ニーズ等の動向は地域ごとに異なる
- 地域ごとの中長期的な人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備する
- 地域の実情に応じて、地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な取組内容や目標を、優先順位を検討した上で、介護保険事業(支援)計画に定めることが重要である
- 高齢単身世帯や85歳以上人口が増加する中で、医療・介護双方のニーズを有する高齢者などさまざまなニーズのある要介護高齢者が増加しており、医療・介護の連携の必要性が高まっている

【基本的な考え方(主に市町村に関係するものを抜粋)】

1 介護サービス基盤の計画的な整備

(ア)地域の実情に応じたサービス基盤の整備

- 令和3年度～令和5年度の介護給付等の実績を踏まえつつ、地域の中長期的な人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉え、第9期計画における施設サービス、居住系サービス、地域密着型サービスをバランスよく組み合わせ、介護サービス基盤を計画的に確保していく必要がある
- 在宅医療の整備状況を踏まえ、医療・介護の連携を強化し、医療及び介護の効率的かつ効果的な提供を図ることも重要である
- 中長期的なサービス需要の見込みについてサービス提供事業者を含め、地域の関係者と共有し、議論することが重要である

(イ)在宅サービスの充実

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護等の地域密着型サービスについて、地域の実情に応じて更なる普及を検討し、取り組むことが重要である
- 居宅要介護者のさまざまなニーズに柔軟に対応できるよう、複数の在宅サービスを組み合わせた新たな複合型サービスを創設することを検討しており、サービス内容等の詳細は今後の社会保障審議会介護給付費分科会において検討いただく予定である

2 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

(ア)地域共生社会の実現

- 地域住民や地域の多様な主体の参画や連携を通じて、「地域共生社会」の実現を目指すことが重要である
- 地域住民への総合相談支援等を担う地域包括支援センターについて、体制や環境の整備を図っていくことに加え、障害者福祉や児童福祉などの他分野との連携を促進していくことが重要である
- 認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会の実現に向け、引き続き「共生」と「予防」を車の両輪として、施策を推進していくことが重要である
- 介護予防・日常生活支援総合事業の実施状況等について検証を行うとともに、充実化していくための包括的な方策を検討し、第9期計画期間を通じて集中的に取り組んでいくことが重要である

(イ)医療・介護情報基盤の整備

- 令和5年通常国会に提出している「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案」において、介護情報等の収集・提供等に係る事業を地域支援事業に位置づける
- 患者・利用者自身の医療・介護情報の標準化を進め、デジタル基盤を活用して医療機関・介護事業所等の間で必要なときに必要な情報を共有・活用していくことが重要である

(ウ)保険者機能の強化

- 各保険者において地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、更なる取組を進めることができるよう、保険者機能を強化することが重要となる
- 給付適正化事業について、保険者の事務負担の軽減を図りつつ効果的・効率的に事業を実施するため、新たな取組を含めた事業の重点化・内容の充実・見える化を行うことが重要である

3 地域包括ケアシステムを支える介護人材及び介護現場の生産性向上

- 介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、介護職の魅力向上、外国人材の受入れ環境整備などの取組を総合的に実施する必要がある
- 介護現場の生産性向上の取組の一層の推進は喫緊の課題である

【2】計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

本町では、令和3(2021)年3月に、「住み慣れた地域で、潤いのある暮らしができるまち」を基本方針とする「久米南町高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」(計画期間:令和3(2021)年度から令和5(2023)年度)(以下「前計画」といいます。)を策定し、地域包括ケアシステムの構築をはじめ、高齢者保健福祉施策を総合的に推進してきました。

この間も高齢化は進行し、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域包括ケアシステムの深化、推進が引き続き求められています。そのため、地域共生社会の実現と地域包括ケアシステムの更なる推進に向け、必要な施策を展開するための計画として、令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3年間における「久米南町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」(以下「本計画」といいます。)を策定するものです。

2 計画の位置づけ

高齢者福祉計画は、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8に基づく「市町村老人福祉計画」に該当します。この計画は、65歳以上のすべての高齢者を対象とした健康づくり、生きがいづくり、日常生活支援、福祉水準の向上など、高齢者に係る保健福祉施策全般を範囲とするものです。

介護保険事業計画は、介護保険法(平成9年法律第123号)第117条に基づく「市町村介護保険事業計画」に該当します。この計画は、65歳以上の要介護等認定者(40～64歳における老化が原因とされる特定疾病者も含む。)が、できる限り住み慣れた家庭や地域で、自らの意思に基づき利用する介護保険サービスを選択し、自立した生活を送れるよう、必要となるサービスに関する整備目標等を取りまとめたものです。

本町では、高齢者福祉計画と介護保険事業計画が相互に連携することにより、総合的な高齢者保健福祉施策の展開が期待されることから、両計画を一体的に策定します。

また本計画は、最上位計画となる「第6次久米南町振興計画(令和4(2022)～令和13(2031)年度)」をはじめ、「岡山県保健医療計画」など国や県の関連計画との整合を確保するとともに、計画の推進にあたっては、町の関連計画(保健分野、障害分野等)と連携、調整を図っていきます。

3 計画の期間

久米南町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画は、令和6(2024)年度を初年度とし、令和8(2026)年度を目標年度とする3か年計画です。

なお、国や岡山県による施策の動向、社会経済情勢の変化を見極めながら、必要に応じて見直しを行います。

4 計画の進行管理・評価

各年度における計画の達成状況を踏まえながら、目標数値が達成できるよう関係機関との連携を図り、その実施状況の把握と進行管理に努めます。

また、3年ごとに行われる計画見直しの機会を捉えて、それまでの取組を評価するとともに、関係機関等に対して必要な指導・助言等を行います。

【3】計画策定の体制

1 介護保険事業計画策定委員会

第1号被保険者・第2号被保険者で介護給付等サービス利用者の家族、町民、医療機関、福祉関係者、介護保険サービス事業者、行政機関の代表者で構成される「久米南町介護保険事業計画策定委員会」を設置し、計画内容を協議しました。

2 アンケート調査の実施概要

町内の高齢者及び要介護等認定者を対象として、現在の生活の状況や健康の実態及び今後のニーズ等を調査し、計画策定の基礎資料とすることを目的として、アンケート調査(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査)を実施しました。アンケートの内容については、「国のモデル調査票」に基づいた内容となっています。

調査名称	介護予防・日常生活圏域 ニーズ調査	在宅介護実態調査
調査対象	町内に居住する65歳以上の住民	在宅で生活している要支援・要介護者
調査方法	郵送配布・回収	郵送配布・回収
調査期間	令和5(2023)年1月	令和4(2022)年10月～ 令和5(2023)年3月
配布数	500	73
回収状況 (回収率)	424(84.8%)	53(72.6%)

3 パブリックコメントの実施

計画内容について、町民からの幅広い意見を収集し、最終的な意思決定を行うために、令和5年12月27日(水)から令和6年1月26日(水)まで、計画素案に対する意見募集(パブリックコメント)を実施しました。

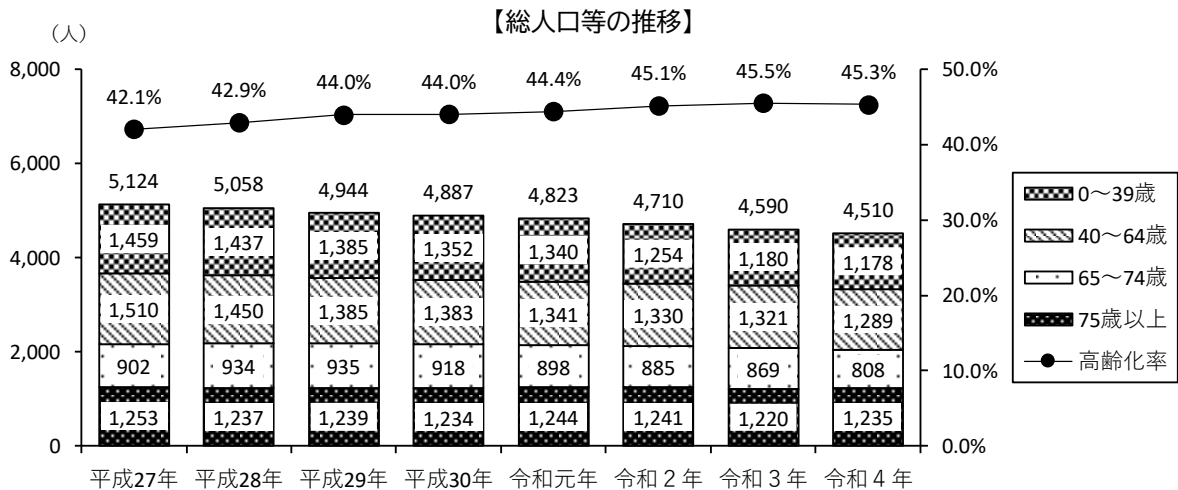
第2章 高齢者を取り巻く状況

【1】高齢者の状況

1 高齢者人口

本町の総人口は減少傾向にあり、令和4(2022)年10月現在4,510人(5年前の平成29(2017)年に対して434人の減少)となっています。

総人口が減少する中、65歳以上人口は減少傾向となっており、高齢化率は令和4(2022)年では45.3%となっています。

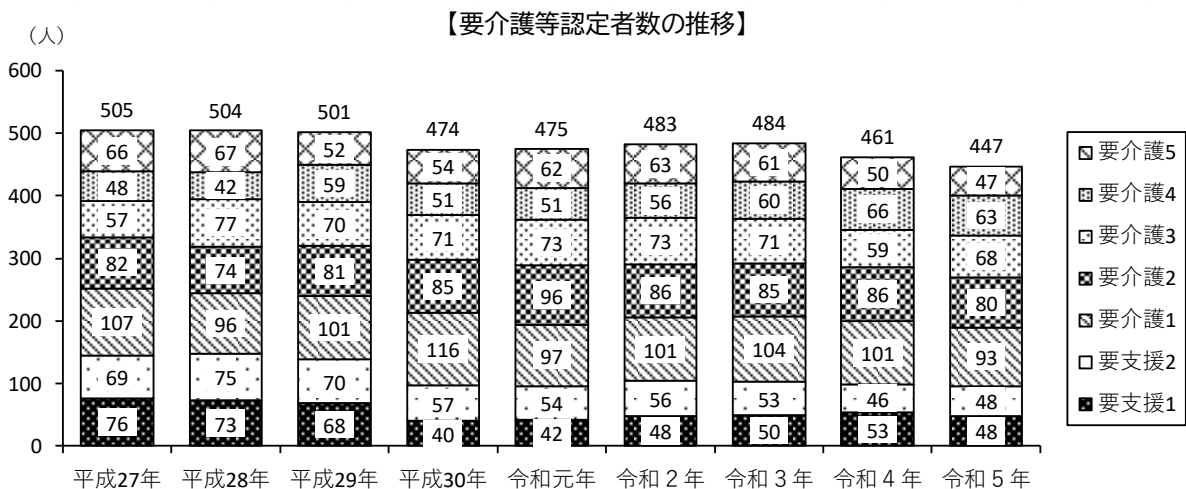


資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

2 要介護等認定者数

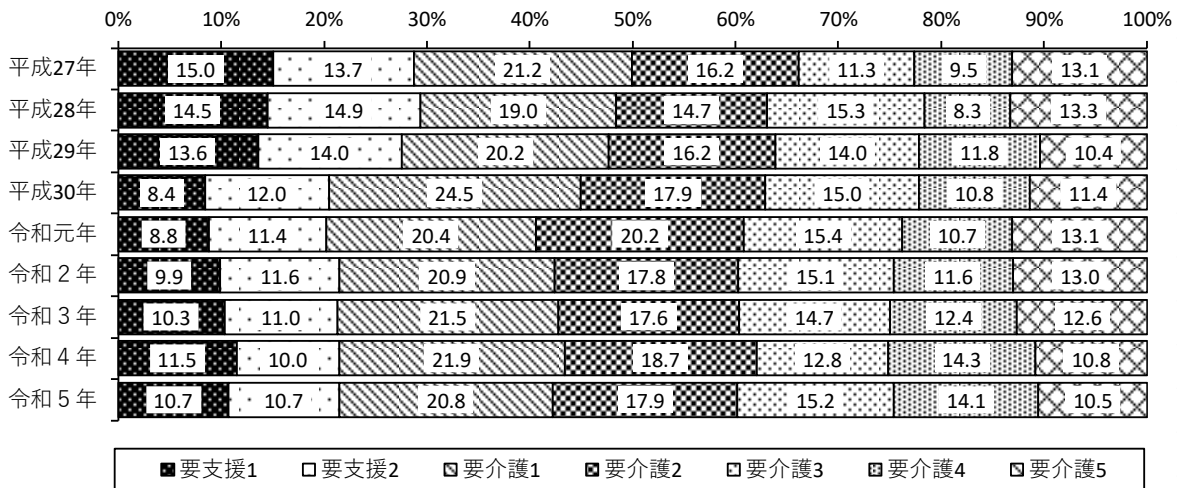
本町の要介護認定者等の人数は、令和5(2023)年9月末現在では447人となっています。

構成比をみると、要支援1及び要支援2の合計は、平成30(2018)年度以降20%程度となっていますが、全体では介護度の低い人(要介護2まで)が占める割合が60%程度を占めています。



資料：介護保険事業状況報告（9月分報告値）

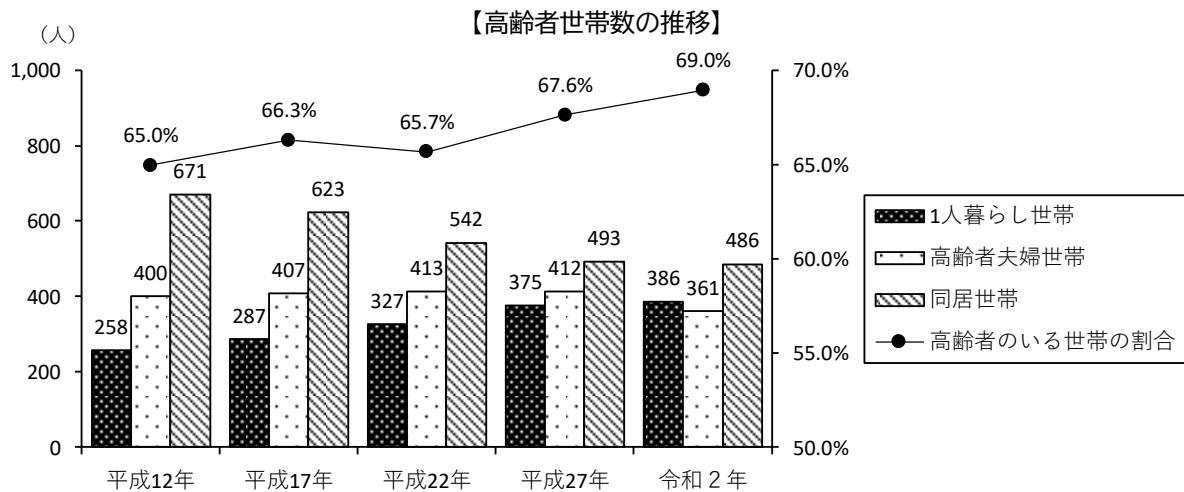
【要介護等認定者構成比の推移】



資料：介護保険事業状況報告（9月分報告値）

3 高齢者世帯

高齢者のいる世帯の割合は増加傾向となっており、1人暮らし高齢者世帯が増加しています。



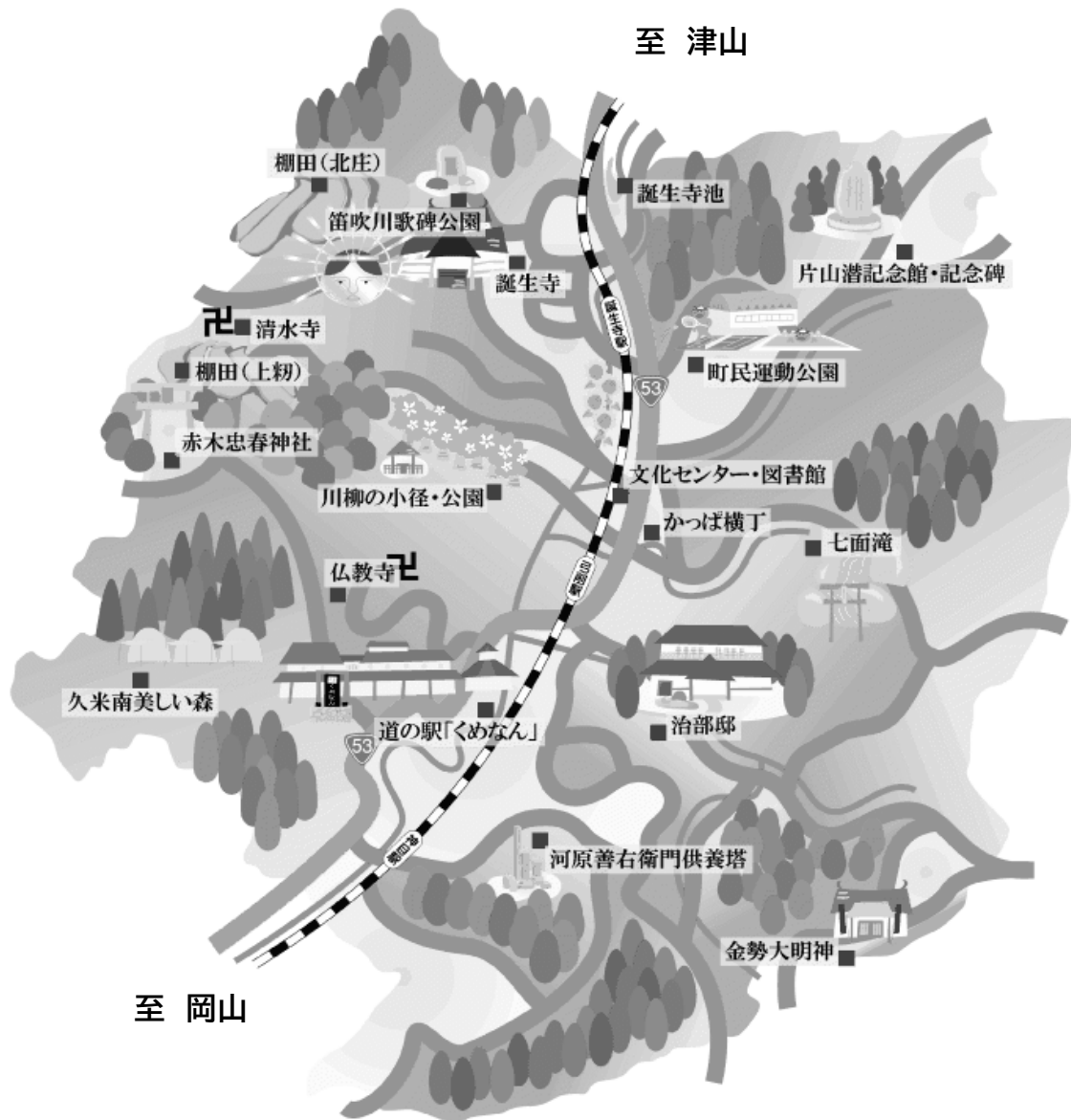
資料：国勢調査

4 日常生活圏域について

日常生活圏域は、高齢者が要介護状態となっても住み慣れた地域で生活を続けることができるよう、必要なサービスが継続的かつ包括的に提供できるエリアとして、町の面積、高齢者人口等を勘案し、設定しています。

本町では第8期計画と同様に、地域性や人口規模(令和4(2022)年10月1日現在、総人口4,510人、高齢者人口2,043人)及び町内の対象サービス提供施設整備状況等を踏まえ、町全体を1つの日常生活圏域とします。

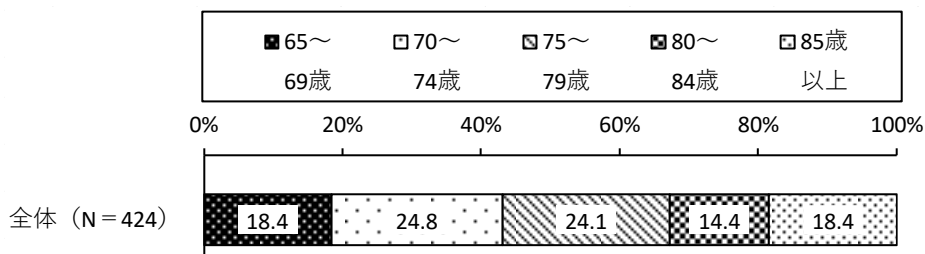
【日常生活圏域】



【2】アンケート調査結果

1 年齢

年齢は、「70～74 歳」の割合が 24.8%と最も高く、次いで「75～79 歳」(24.1%)、「65～69 歳」及び「85 歳以上」(いずれも 18.4%)、「80～84 歳」(14.4%)となっています。

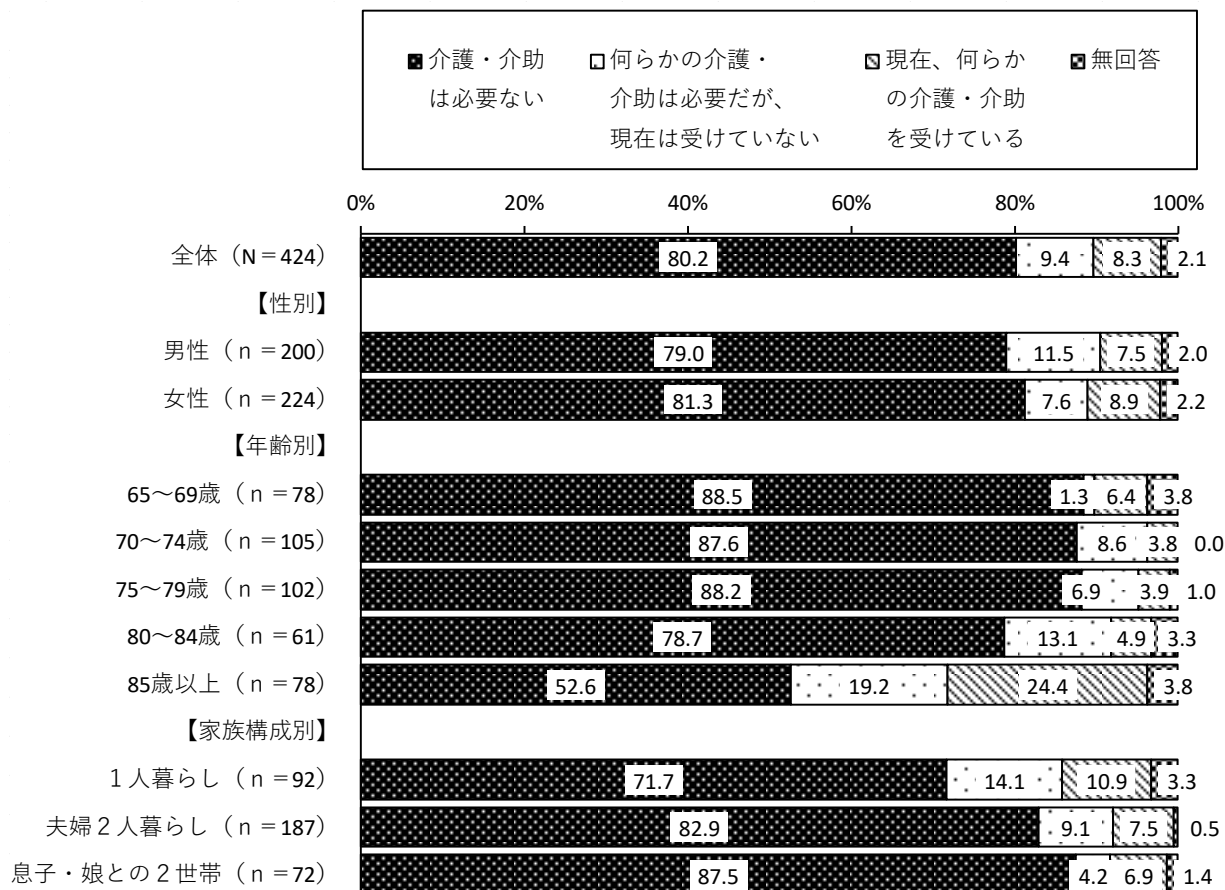


2 普段の生活における介護や介助の必要性

介護・介助の必要性について全体では、「介護・介助は必要ない」の割合が 80.2%と大半を占めており、「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」が 9.4%、「現在、何らかの介護・介助を受けている」が 8.3%となっています。

性別では大きな差はみられませんが、年齢別では「85 歳以上」で「現在、何らかの介護・介助を受けている」の割合が他の年齢層に比べて高くなっています。

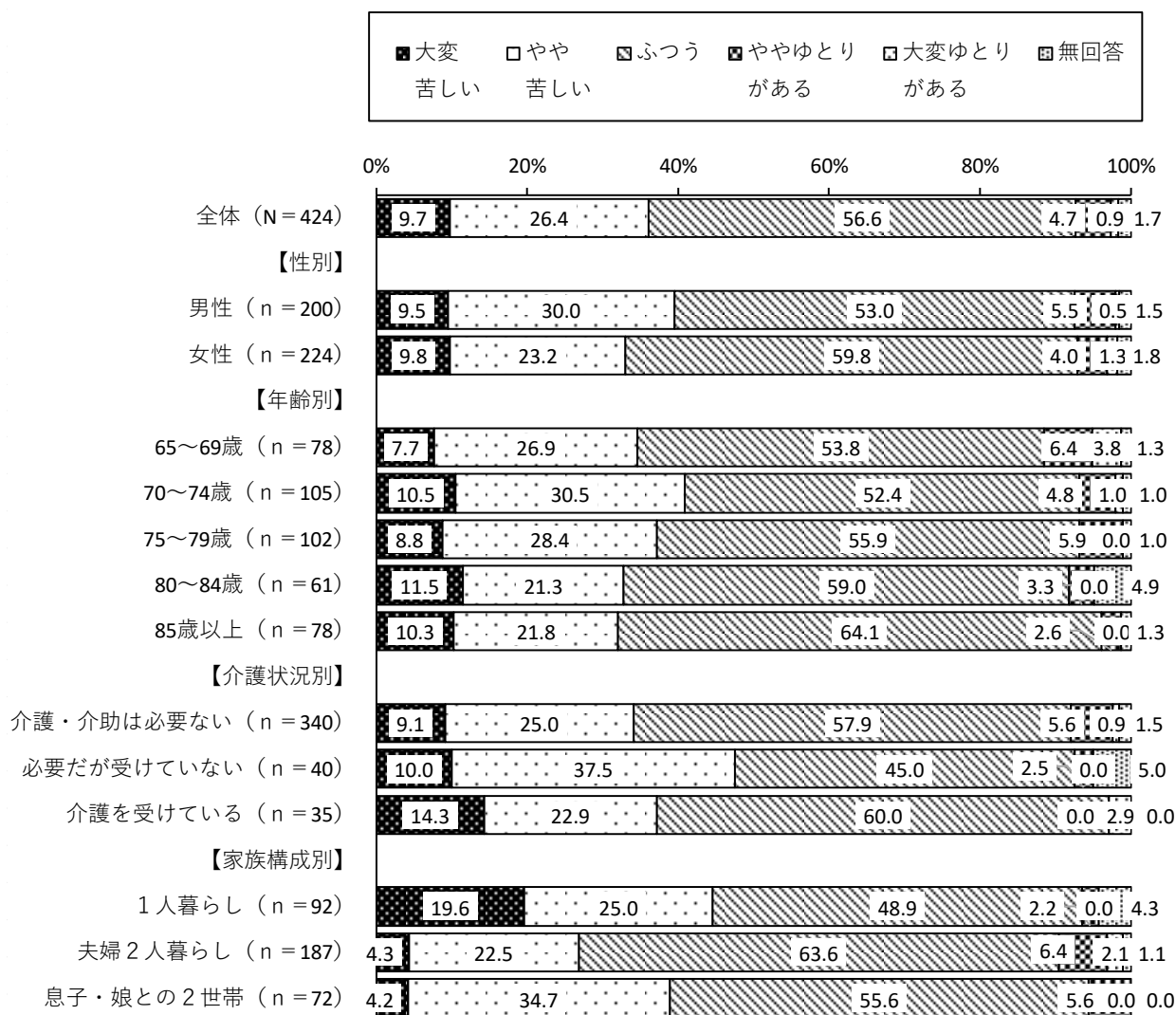
家族構成別では、「1人暮らし」で「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」の割合が他の層に比べてやや高くなっています。



3 現在の暮らしの経済的状況

暮らしの状況について全体では、「ふつう」の割合が 56.6%と最も高くなっていますが、「やや苦しい」(26.4%)と「大変苦しい」(9.7%)を合計した『苦しい』の割合が 36.1%となっています。

性別では「男性」、年齢別では「70～74歳」、介護状況別では「必要だが受けていない」、家族構成別では「1人暮らし」で『苦しい』の割合が高くなっており、特に「1人暮らし」では「大変苦しい」の割合が非常に高くなっています。



4 地域づくり活動への参加意向

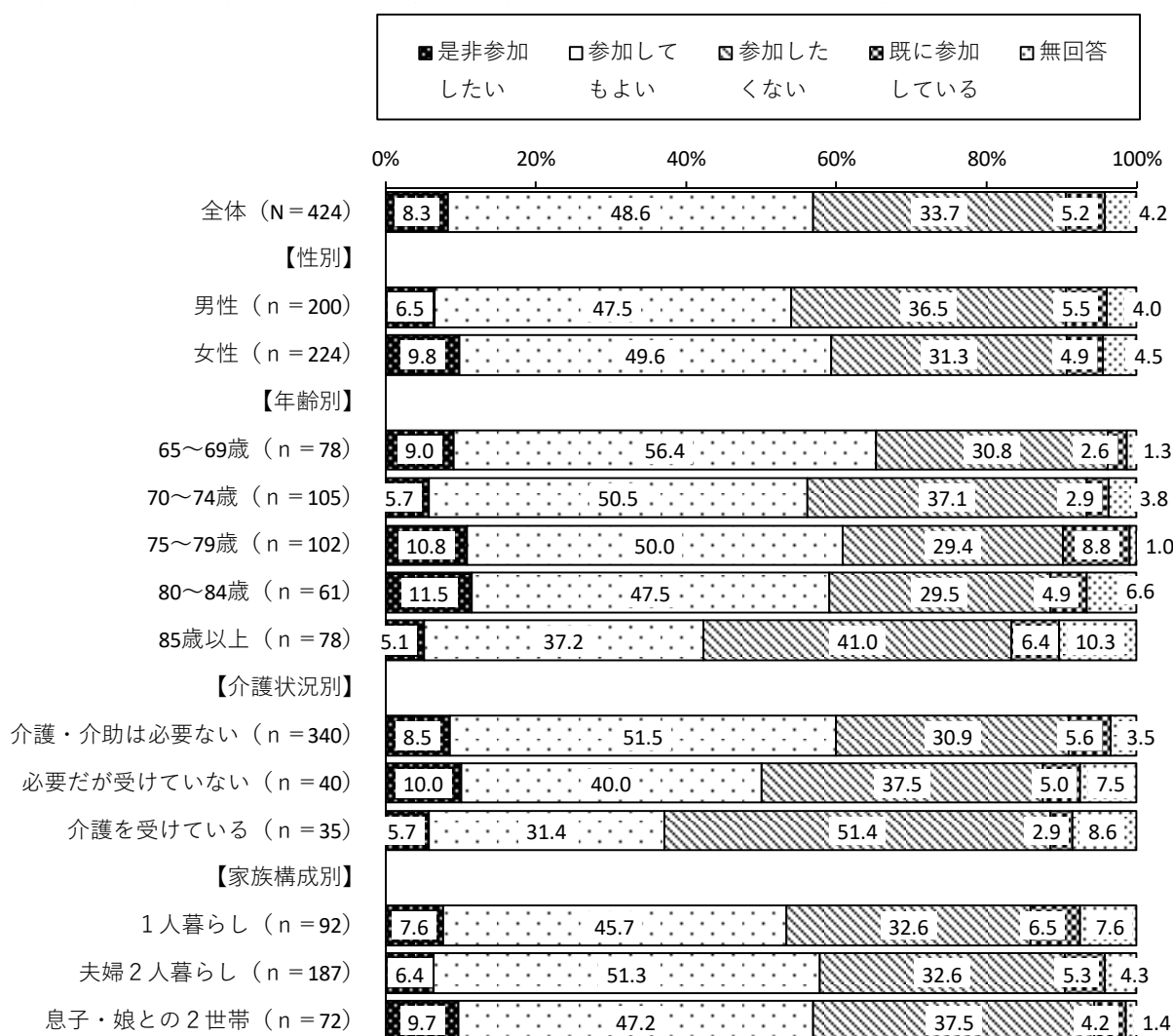
健康づくり活動等への参加意向について全体では、「是非参加したい」の割合が 8.3%、「参加してもよい」が 48.6%、「既に参加している」が 5.2%で、合計 62.1%となっています。一方、「参加したくない」は 33.7%となっています。

性別では「女性」は「男性」に比べて「是非参加したい」「参加してもよい」の割合がやや高くなっています。

年齢別では、「65～69 歳」で「参加してもよい」の割合が他の年齢層に比べて高くなっています。

介護状況別では、「介護・介助は必要ない」で「参加してもよい」の割合が他の層に比べて高くなっています。一方、「介護を受けている」で「参加したくない」の割合が他の層に比べて非常に高くなっています。

家族構成別では、「夫婦2人暮らし」で「参加してもよい」の割合が他の層に比べてやや高くなっています。



5 現在の健康状態

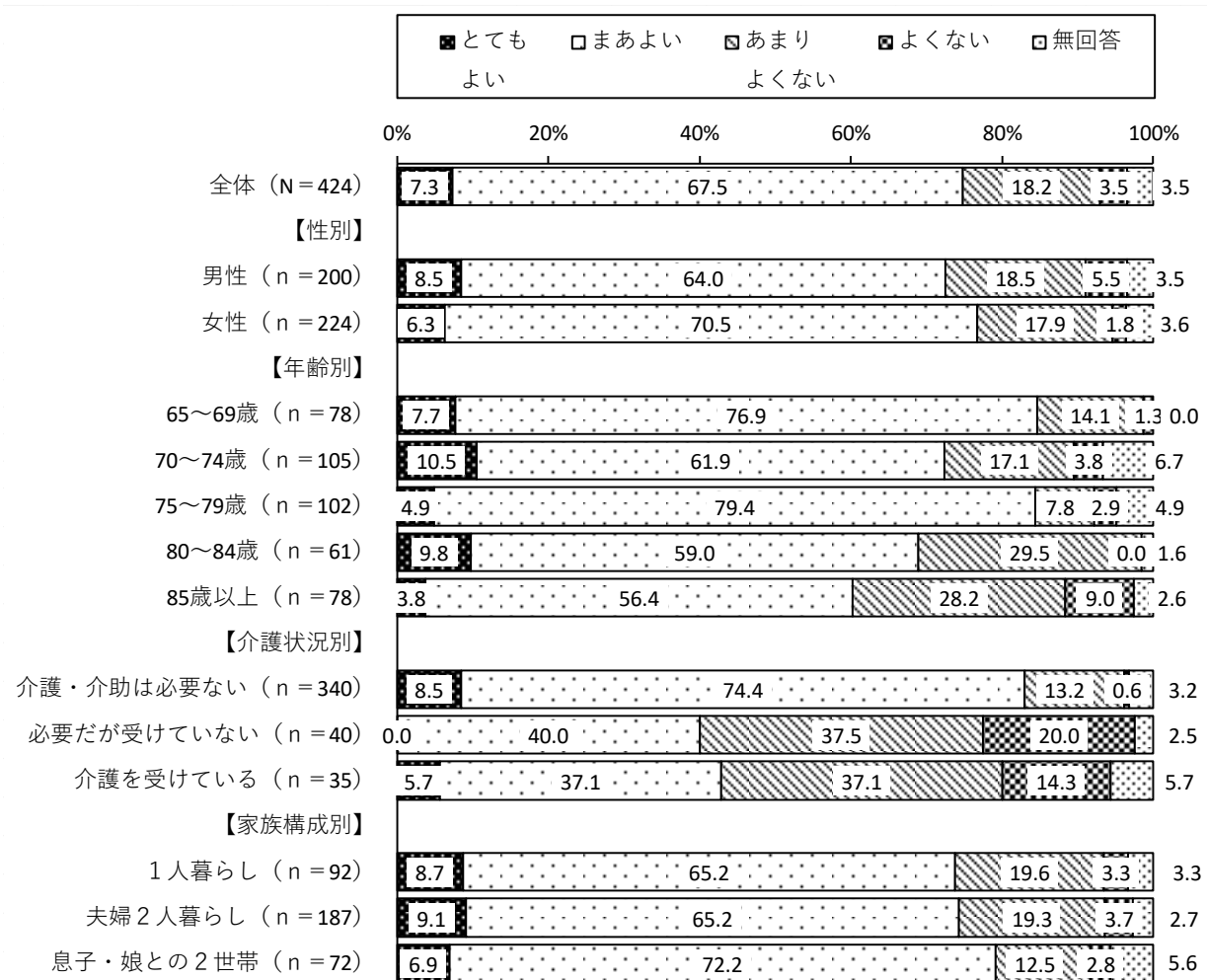
健康状態について全体では、「とてもよい」の割合が 7.3%、「まあよい」が 67.5%で、合計 74.8%が『よい』と回答しています。一方、「あまりよくない」(18.2%)、「よくない」(3.5%)の合計は 21.7%となっています。

性別では、「女性」は「男性」に比べて「まあよい」の割合がやや高くなっています。

年齢別では、「65～69 歳」及び「75～79 歳」で『よい(合計)』の割合が他の年齢層に比べて高くなっています。一方、「85 歳以上」で『よくない(合計)』が他の年齢層に比べて高くなっています。

介護状況別では、「必要だが受けていない」及び「介護を受けている」で『よくない(合計)』の割合が他の層に比べて高くなっています。

家族構成別では、「息子・娘との2世帯」で『よい(合計)』の割合が他の層に比べてやや高くなっています。



6 認知症に係る相談窓口の把握状況

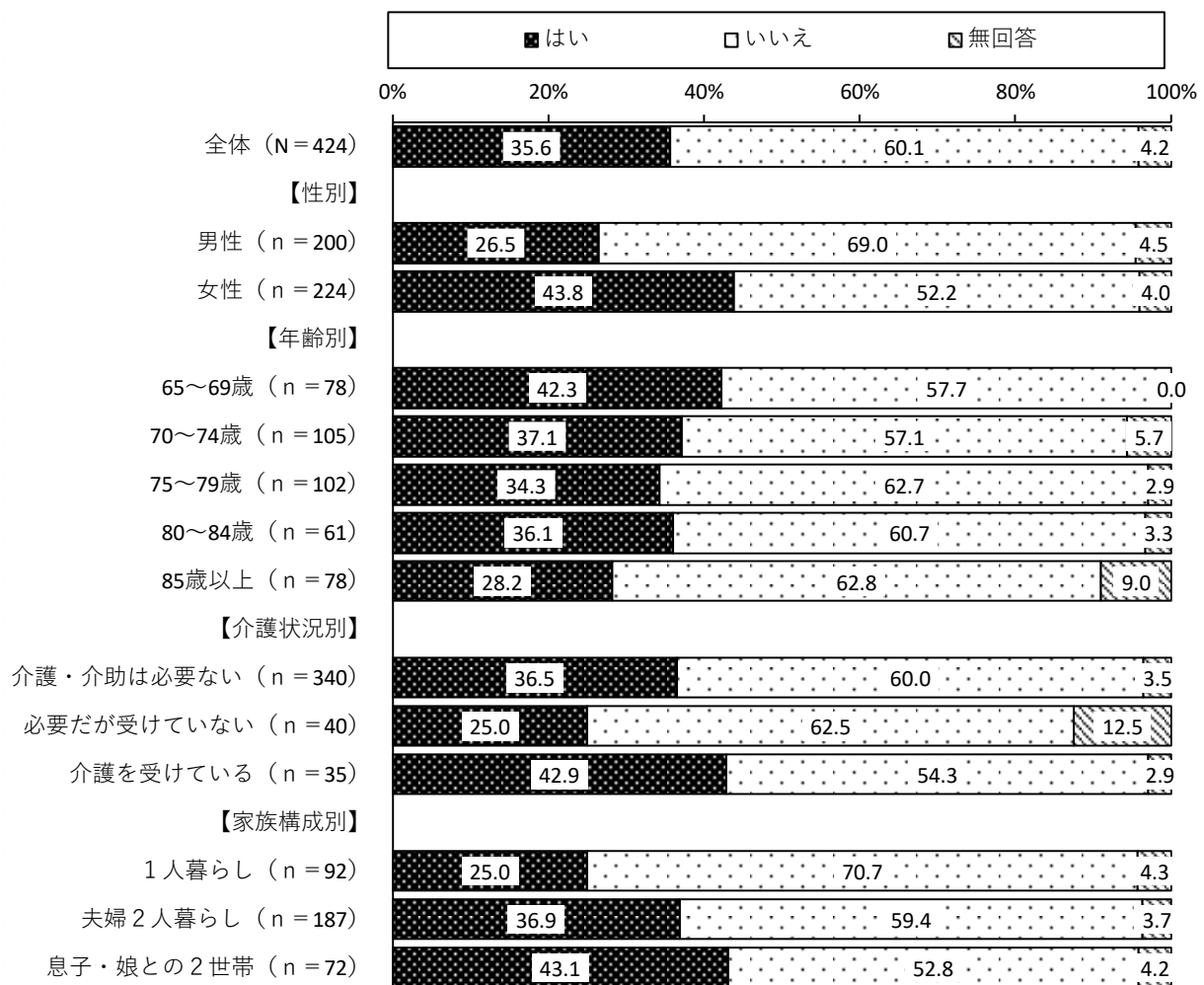
認知症の相談窓口の認知について全体では、「はい」の割合が35.6%、「いいえ」が60.1%となっています。

性別では、「女性」は「男性」に比べて「はい」の割合が高くなっています。

年齢別では、おおむね年齢が高くなるにつれて「はい」の割合が低くなっています。

介護状況別では、「必要だが受けていない」で「はい」の割合が他の層に比べて低くなっています。

家族構成別では、「1人暮らし」で「いいえ」の割合が他の層に比べて高くなっています。



7 運動器機能リスク高齢者の割合

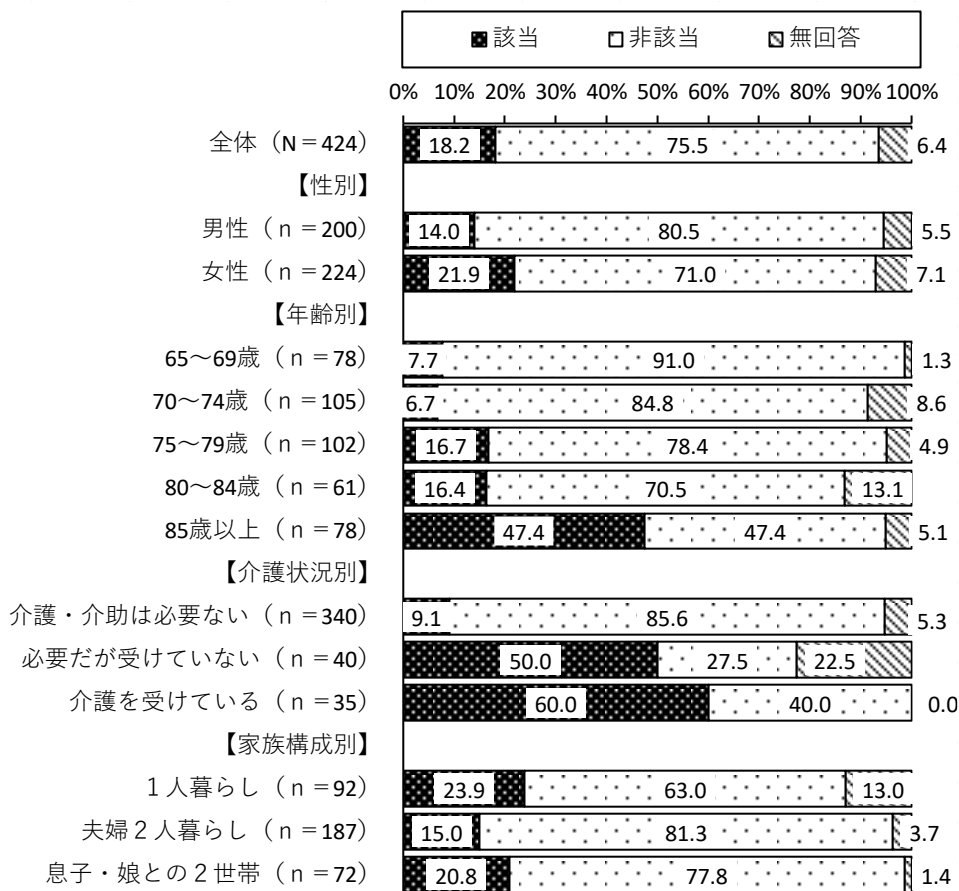
運動器機能低下について全体では、「該当」の割合が18.2%、「非該当」が75.5%となっています。

性別では「女性」は「男性」に比べて「該当」の割合がやや高くなっています。

年齢別では、年齢が高くなるにつれて「該当」の割合が高くなる傾向となっており、特に「85歳以上」で「該当」が47.4%と他の年齢層に比べて非常に高くなっています。

介護状況別では、「必要だが受けていない」及び「介護を受けている」で「該当」の割合が他の層に比べて非常に高くなっています。

家族構成別では、「1人暮らし」で「該当」の割合が他の層に比べてやや高くなっています。



※「運動器機能の状態」については、次の5つの質問のうち、3問以上該当する選択肢を回答した場合、運動器機能低下者としている。
 「問2(1)階段を昇ること」「問2(2)椅子に座った状態からの立ち上がり」「問2(3)15分位続けて歩くこと」で「できない」を回答、
 「問2(4)過去1年間に転んだ経験」で「何度もある」「1度ある」を回答、「問2(5)転倒に対する不安」で「とても不安である」「やや不安である」を回答。

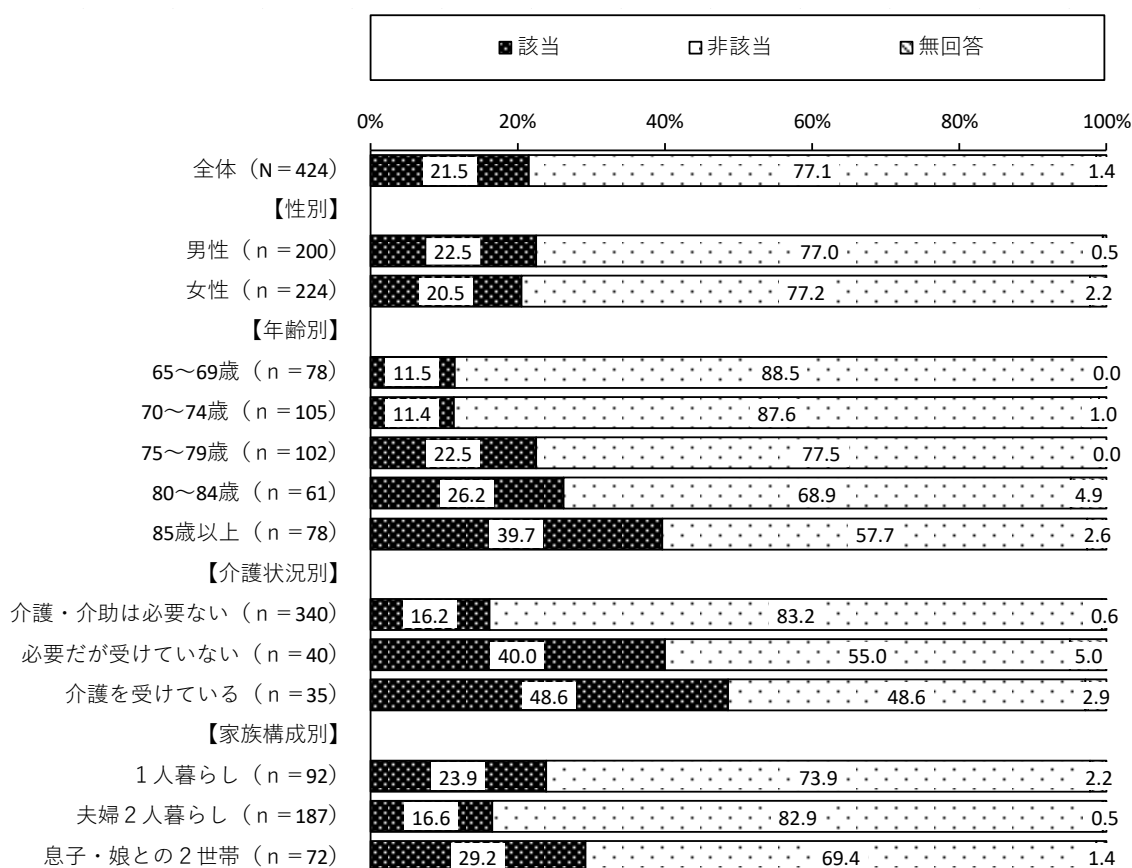
8 口腔機能リスク高齢者の割合

口腔機能の低下について全体では、「該当」の割合が21.5%、「非該当」が77.1%となっています。

性別では大きな差はみられませんが、年齢別では年齢が高くなるにつれて「該当」の割合が高くなっています。

介護状況別では、「必要だが受けていない」及び「介護を受けている」で「該当」の割合が他の層に比べて非常に高くなっています。

家族構成別では、「息子・娘との2世帯」で「該当」の割合が他の層に比べて高くなっています。



※「口腔機能の状態」については、次の3つの質問のうち、2問以上該当する選択肢を回答した場合、口腔機能低下者としている。「問3(2)固いものの食べにくさ」「問3(3)お茶や汁物等でむせること」「問3(4)口のかわき」で「はい」を回答。

9 在宅の要介護等認定者のようす

在宅の要介護等認定者を対象に実施した在宅介護実態調査の集計結果(回答者53人)は以下のとおりです。

世帯類型	・単身世帯 30.2%、夫婦のみ世帯 34.0%、その他 35.8%
主な介護者と本人の関係	・配偶者 28.3%、子 47.8%、子の配偶者 13.0%、その他 8.7%
主な介護者の年齢	・40代 2.2%、50代 17.4%、60代 45.7%、70代 19.6%、80歳以上 15.2%
主な介護者が行っている介護	<ul style="list-style-type: none"> ・その他の家事(掃除、洗濯、買い物等) 80.4% ・金銭管理や生活面に必要な諸手続き 73.9% ・外出の付き添い、送迎等 63.0% ・食事の準備(調理等) 60.9% ・服薬 45.7%
今後の在宅生活の継続に向けて、主な介護者が不安に感じる介護	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症状への対応 30.4% ・外出の付き添い、送迎等 28.3% ・食事の準備(調理等) 23.9% ・夜間の排泄 19.6% ・入浴・洗身 19.6% ・屋内の移乗・移動 19.6%
在宅生活の継続のために充実が必要なサービス	<ul style="list-style-type: none"> ・見守り、声かけ 22.6% ・掃除・洗濯 17.0% ・配食 15.1% ・外出同行(通院、買い物など) 15.1% ・調理 13.2% ・買い物(宅配は含まない) 13.2% ・移送サービス(介護・福祉タクシー等) 13.2%

※表中のアミカケは、各項目で「その他」を除き、最も高い割合となっているもの

【3】介護保険サービスの利用状況

1 介護予防給付

(1) 介護予防給付（事業量）の状況

		令和3年度			令和4年度		
		計画値	実績値	実績/計画	計画値	実績値	実績/計画
(1) 介護予防サービス							
介護予防 訪問入浴介護	回数 (回/月)	0	0	—	0	0	—
	人数 (人/月)	0	0	—	0	0	—
介護予防 訪問看護	回数 (回/月)	4.0	1.9	47.5%	4.0	2.9	72.5%
	人数 (人/月)	1	0	0.0%	1	1	100.0%
介護予防 訪問リハビリテーション	回数 (回/月)	0	0	—	0	2.3	—
	人数 (人/月)	0	0	—	0	0	—
介護予防 居宅療養管理指導	人数 (人/月)	1	1	100.0%	1	0	0.0%
介護予防 通所リハビリテーション	人数 (人/月)	7	9	128.6%	7	9	128.6%
介護予防 短期入所生活介護	日数 (日/月)	24.0	14.1	58.8%	24.0	9.8	40.8%
	人数 (人/月)	4	4	100.0%	4	3	75.0%
介護予防 短期入所療養介護（老健）	日数 (日/月)	0	0	—	0	0	—
	人数 (人/月)	0	0	—	0	0	—
介護予防 短期入所療養介護（病院等）	日数 (日/月)	0	0	—	0	0	—
	人数 (人/月)	0	0	—	0	0	—
介護予防 短期入所療養介護（介護医療院）	日数 (日/月)	0	0	—	0	0	—
	人数 (人/月)	0	0	—	0	0	—
介護予防 福祉用具貸与	人数 (人/月)	43	41	95.3%	44	42	95.5%
特定介護予防 福祉用具購入費	人数 (人/月)	2	1	50.0%	2	1	50.0%
介護予防 住宅改修費	人数 (人/月)	2	1	50.0%	2	1	50.0%
介護予防 特定施設入居者生活介護	人数 (人/月)	2	2	100.0%	2	1	50.0%
(2) 地域密着型介護予防サービス							
介護予防 認知症対応型通所介護	回数 (回/月)	0	0	—	0	0	—
	人数 (人/月)	0	0	—	0	0	—
介護予防 小規模多機能型居宅介護	人数 (人/月)	0	0	—	0	0	—
介護予防 認知症対応型共同生活介護	人数 (人/月)	0	0	—	0	0	—
(3) 介護予防支援							
介護予防支援	人数 (人/月)	47	46	97.9%	47	44	93.6%

(2) 介護予防給付（給付費）の状況

(単位:千円)

	令和3年度			令和4年度		
	計画値	実績値	実績/計画	計画値	実績値	実績/計画
(1) 介護予防サービス						
介護予防訪問入浴介護	0	0	—	0	0	—
介護予防訪問看護	184	56	30.4%	184	259	140.8%
介護予防訪問リハビリテーション	0	0	—	0	80	—
介護予防居宅療養管理指導	125	122	97.6%	125	0	0.0%
介護予防通所リハビリテーション	3,477	3,728	107.2%	3,479	3,845	110.5%
介護予防短期入所生活介護	1,970	1,292	65.6%	1,971	925	46.9%
介護予防短期入所療養介護(老健)	0	0	—	0	0	—
介護予防短期入所療養介護(病院等)	0	0	—	0	0	—
介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	—	0	0	—
介護予防福祉用具貸与	2,158	2,129	98.7%	2,214	2,210	99.8%
特定介護予防福祉用具購入費	840	162	19.3%	840	296	35.2%
介護予防住宅改修費	1,944	1,208	62.1%	1,944	1,650	84.9%
介護予防特定施設入居者生活介護	1,495	1,711	114.4%	1,496	1,106	73.9%
(2) 地域密着型介護予防サービス						
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	—	0	0	—
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	—	0	0	—
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	—	0	0	—
(3) 介護予防支援						
介護予防支援	2,484	2,508	101.0%	2,485	2,331	93.8%
合計(予防給付費)	14,677	12,916	88.0%	14,738	12,702	86.2%

2 介護給付

(1) 介護給付（事業量）の状況

		令和3年度			令和4年度		
		計画値	実績値	実績/計画	計画値	実績値	実績/計画
(1) 居宅サービス							
訪問介護	回数 (回/月)	1,134.5	895.2	78.9%	1,134.5	891.3	78.6%
	人数 (人/月)	52	47	90.4%	52	47	90.4%
訪問入浴介護	回数 (回/月)	4.0	3.0	75.0%	4.0	5.0	125.0%
	人数 (人/月)	1	1	100.0%	1	1	100.0%
訪問看護	回数 (回/月)	149.2	110.0	73.7%	149.2	126.0	84.5%
	人数 (人/月)	20	14	70.0%	20	15	75.0%
訪問リハビリテーション	回数 (回/月)	4.0	3.5	87.5%	4.0	16.7	417.5%
	人数 (人/月)	1	0	0.0%	1	2	200.0%
居宅療養管理指導	人数 (人/月)	32	27	84.4%	32	26	81.3%
通所介護	回数 (回/月)	448.9	330.0	73.5%	455.6	347.0	76.2%
	人数 (人/月)	51	36	70.6%	52	40	76.9%
通所リハビリテーション	回数 (回/月)	167.5	242.6	144.8%	167.5	205.7	122.8%
	人数 (人/月)	23	29	126.1%	23	27	117.4%
短期入所生活介護	日数 (日/月)	386.7	350.7	90.7%	386.7	265.2	68.6%
	人数 (人/月)	37	37	100.0%	37	33	89.2%
短期入所療養介護(老健)	日数 (日/月)	8.0	4.3	53.8%	8.0	6.3	78.8%
	人数 (人/月)	1	1	100.0%	1	1	100.0%
短期入所療養介護(病院等)	日数 (日/月)	0	0	—	0	0	—
	人数 (人/月)	0	0	—	0	0	—
短期入所療養介護 (介護医療院)	日数 (日/月)	0	0	—	0	0	—
	人数 (人/月)	0	0	—	0	0	—
福祉用具貸与	人数 (人/月)	127	120	94.5%	126	118	93.7%
特定福祉用具購入費	人数 (人/月)	2	1	50.0%	2	2	100.0%
住宅改修費	人数 (人/月)	2	2	100.0%	2	2	100.0%
特定施設入居者生活介護	人数 (人/月)	25	20	80.0%	25	21	84.0%
(2) 地域密着型サービス							
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	人数 (人/月)	0	0	—	0	0	—
夜間対応型訪問介護	人数 (人/月)	0	0	—	0	0	—
地域密着型通所介護	回数 (回/月)	896.4	896.0	100.0%	896.4	849.9	94.8%
	人数 (人/月)	88	82	93.2%	88	73	83.0%
認知症対応型通所介護	回数 (回/月)	0	0	—	0	1.9	—
	人数 (人/月)	0	0	—	0	0	—
小規模多機能型居宅介護	人数 (人/月)	0	1	—	0	0	—
認知症対応型共同生活介護	人数 (人/月)	18	17	94.4%	18	17	94.4%
地域密着型 特定施設入居者生活介護	人数 (人/月)	0	0	—	0	0	—
地域密着型 介護老人福祉施設入所者生活介護	人数 (人/月)	0	0	—	0	0	—
看護小規模多機能型 居宅介護	人数 (人/月)	0	0	—	0	0	—
(3) 介護保険施設サービス							
介護老人福祉施設	人数 (人/月)	88	92	104.5%	89	85	95.5%
介護老人保健施設	人数 (人/月)	27	27	100.0%	27	27	100.0%
介護医療院	人数 (人/月)	2	0	0.0%	2	1	50.0%
介護療養型医療施設	人数 (人/月)	0	0	—	0	0	—
(4) 居宅介護支援							
居宅介護支援	人数 (人/月)	177	170	96.0%	176	166	94.3%

(2) 介護給付（給付費）の状況

(単位:千円)

	令和3年度			令和4年度		
	計画値	実績値	実績/計画	計画値	実績値	実績/計画
(1) 居宅サービス						
訪問介護	38,226	30,328	79.3%	38,247	31,575	82.6%
訪問入浴介護	598	375	62.7%	598	761	127.3%
訪問看護	8,570	6,043	70.5%	8,575	6,142	71.6%
訪問リハビリテーション	142	109	76.8%	142	657	462.7%
居宅療養管理指導	4,272	3,797	88.9%	4,275	3,880	90.8%
通所介護	43,065	32,429	75.3%	43,633	35,425	81.2%
通所リハビリテーション	17,773	25,649	144.3%	17,783	21,550	121.2%
短期入所生活介護	41,073	36,213	88.2%	41,096	27,473	66.9%
短期入所療養介護(老健)	957	518	54.1%	958	747	78.0%
短期入所療養介護(病院等)	0	0	—	0	0	—
短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	—	0	0	—
福祉用具貸与	19,290	17,588	91.2%	18,844	17,248	91.5%
特定福祉用具購入費	768	391	50.9%	768	739	96.2%
住宅改修費	1,246	2,095	168.1%	1,246	1,935	155.3%
特定施設入居者生活介護	51,452	43,131	83.8%	51,480	46,568	90.5%
(2) 地域密着型サービス						
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	—	0	0	—
夜間対応型訪問介護	0	0	—	0	0	—
地域密着型通所介護	87,359	89,875	102.9%	87,407	87,090	99.6%
認知症対応型通所介護	0	0	—	0	186	—
小規模多機能型居宅介護	5,986	3,065	51.2%	5,990	0	0.0%
認知症対応型共同生活介護	53,271	51,010	95.8%	53,300	50,472	94.7%
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	—	0	0	—
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	—	0	0	—
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	—	0	0	—
(3) 介護保険施設サービス						
介護老人福祉施設	281,323	282,855	100.5%	284,697	267,795	94.1%
介護老人保健施設	90,682	90,863	100.2%	90,732	90,149	99.4%
介護医療院	9,280	1,323	14.3%	9,285	4,270	46.0%
介護療養型医療施設	0	0	—	0	0	—
(4) 居宅介護支援						
居宅介護支援	27,454	27,511	100.2%	27,229	27,069	99.4%
合計(介護給付費)	782,787	745,168	95.2%	786,285	721,731	91.8%

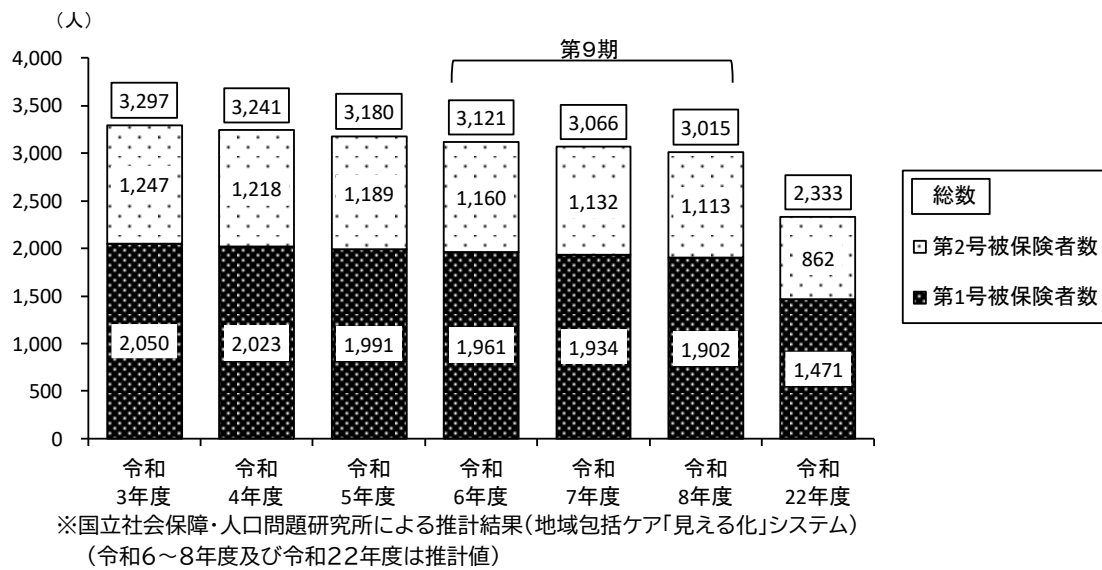
第3章 高齢者施策の将来ビジョン

【1】高齢者等の将来推計

1 高齢者等の人口推計

国立社会保障・人口問題研究所による推計結果「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」によると、第9期計画の最終年度(令和8(2026)年度)には第2号被保険者(40～64歳)は1,113人に、第1号被保険者(65歳以上)は1,902人になると推計されます。

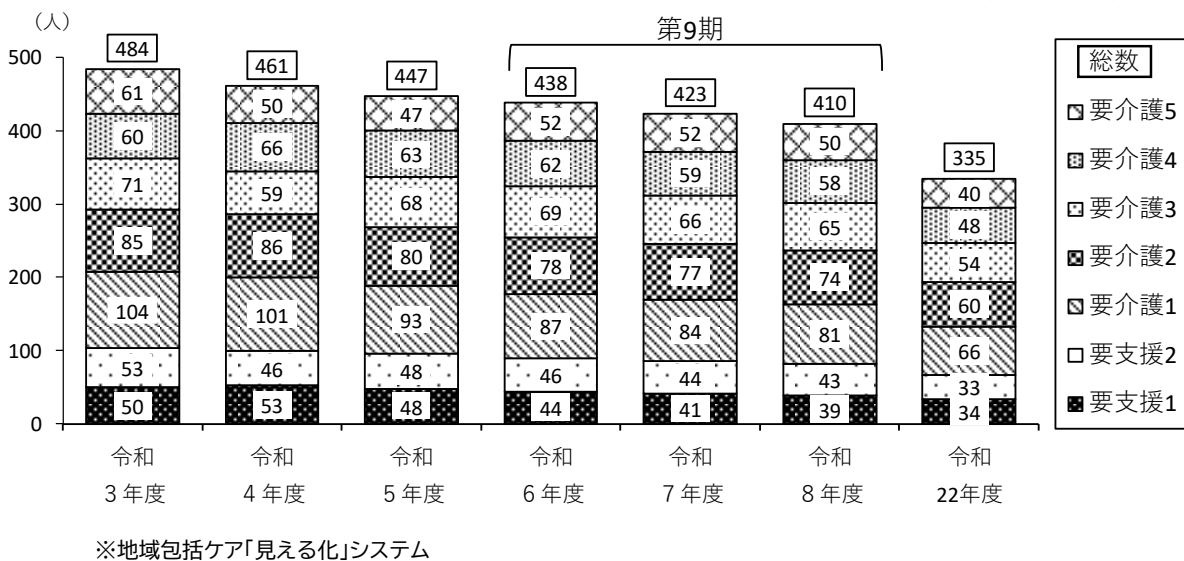
【第1号被保険者数、第2号被保険者数、総数の推計結果】



2 要介護認定者等の推計

今後も要介護認定者等の人数は減少傾向が続き、第9期計画最終年度の令和8(2026)年度には410人になることが予想されています。

【要介護認定者等の推計】



【2】基本方針

私たちを取り巻く環境は、急速な高齢化の進行、少子化、核家族化、社会経済情勢に加えて、自然災害や新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で、大きく変化しています。

1人暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯の増加とともに、認知症高齢者の増加や老老介護、ヤングケアラー等、高齢者を取り巻く課題も多様化・複雑化しています。

このような中で、本町では「住み慣れた地域で、潤いのある暮らしができるまちづくり」という理念(目指す姿)を掲げて、高齢者施策を推進してきました。この理念は、地域包括ケアシステムの考えと同じ方向となっており、国においては地域包括ケアシステムの更なる深化・推進を目指すことから、本計画でもこの理念を継承するものとします。

◆ 本計画の理念（目指す姿） ◆

住み慣れた地域で、潤いのある暮らしができるまちづくり

【3】計画の目標

本計画では、計画の理念を実現するため前計画の目標を継承し、更なる推進を行います。

1 健康づくり・介護予防の推進

- 令和2(2020)年度に改定された『第2次久米南町健康づくりプラン後期計画』に基づき、健康教育や健康診査などを実施し、高齢者の健康づくりを支援します。
- 地域包括支援センターが中心となり、介護予防・生活支援サービス事業の対象者の把握に努めるとともに、介護予防教室や生きがいデイサービスを実施します。また、介護のおそれのある高齢者に対して、早期に予防事業等への参加を勧奨するなど、介護予防、地域支援事業の取組を推進します。

2 地域で支え合うまちづくり(地域包括ケア体制)の推進

- 地域包括ケアシステムの中核を担う地域包括支援センターの機能を充実するとともに、関係機関との連携体制の強化を図ります。
- 認知症ケアパスの活用をはじめ、認知症施策を推進します。
- 1人暮らしや高齢者夫婦世帯などの増加を踏まえ、近所の人、ボランティア団体、町福祉委員、民生委員児童委員等による見守り、手助けを行うためのネットワークづくりを進めます。
- 障害者福祉や児童福祉など他分野との連携を促進し、重層的支援体制を整備します。

3 生きがいづくりの推進

- 高齢者がいつまでも元気で、その経験や能力を地域活動に積極的に生かすことができるよう、社会参加の場、地域貢献の機会づくりなどの支援を継続します。
- 多様なライフスタイルを実現するため、交流活動の促進や就業機会の確保に向けての支援を積極的に進めます。

4 安心して暮らせる環境整備の推進

- 地域密着型サービスを含め、介護保険サービスを適切に提供することで、介護が必要になっても住み慣れた地域で生活できる環境整備を推進します。
- 住み慣れた地域での生活を支援するとともに、安心して暮らせる環境づくりに取り組みます。

5 介護保険事業の推進

- 利用者によるサービスの選択が適切に行われ、提供されるサービスの質を確保していくため、地域包括支援センターが中心となって相談・情報体制の強化、人材育成及びネットワークづくり等を推進します。
- 介護給付適正化の主要 3 事業(要介護認定の適正化、ケアプラン・住宅改修等の点検、医療情報との突合・縦覧点検)に加え、サービス利用者への介護給付費通知を行い、介護保険事業の適正な運用に努めます。

【4】施策の体系

【「高齢者福祉施策の推進」の体系】

章	目標	施策の方向
第4章 高齢者福祉施策の推進	健康づくり・介護予防の推進	(1)健康づくりの推進 (2)介護予防・生活支援サービス事業の推進 (3)一般介護予防事業の推進
	地域で支え合うまちづくり (地域包括ケア体制)の推進	(1)地域包括支援センターの運営 (2)在宅医療・介護連携の推進 (3)認知症施策の推進 (4)生活支援サービスの基盤整備 (5)権利擁護の推進 (6)家族支援等その他の事業
	生きがいづくりの推進	(1)生涯学習活動の充実 (2)生涯スポーツの充実 (3)交流活動等の充実
	安心して暮らせる環境整備の 推進	(1)介護保険サービスの充実 (2)生活支援の推進 (3)安心生活のための環境整備

【「介護保険事業の推進」の体系】

章	目標	施策の方向
第5章 介護保険事業の推進	介護サービス事業量の見込み	(1)居宅サービス (2)施設サービス (3)地域密着型サービスの整備計画
	サービス給付費総額	(1)予防給付費 (2)介護給付費 (3)総給付費 (4)標準給付費見込額 (5)地域支援事業費 (6)サービス給付費総額
	第9期計画における 第1号被保険者の介護保険料	(1)所得段階区分及び保険料率 (2)保険料収納必要額 (3)保険料収納率と所得段階別加入割合補正後被保険者数 (4)第1号被保険者保険料基準額 (5)令和22(2040)年度の第1号被保険者保険料基準額
	介護給付適正化の推進	(1)要介護認定の適正な実施 (2)ケアプラン・住宅改修等の点検 (3)医療情報との突合・縦覧点検 (4)サービス利用者への介護給付費通知

第4章 高齢者福祉施策の推進

【1】健康づくり・介護予防の推進

1 健康づくりの推進

令和2(2020)年度に改定した『第2次久米南町健康づくりプラン(第2次健康増進計画・食育推進計画)後期計画』に基づき、高齢期における健康づくりを推進しています。

①健康教育	<p>健康意識の向上を目指して、集団健康教育や講演会等の実施とともに、愛育委員会、栄養改善協議会などの各組織とも連携して多くの健康づくり事業を実施しています。</p> <p>各地域で行われているサロン事業に健康運動指導士を派遣し、健康づくりと介護予防を一体的に効果のある事業として実施しています。</p> <p>今後も自主的な活動を支援するとともに、健康づくりと介護予防を一体的に推進します。</p>
②健康相談	<p>健診受診者や健康教室参加者等の相談に対応し、各々の状態にあわせた指導・助言を実施しています。</p> <p>今後も充実に向けた取組を進めます。</p>
③訪問指導	<p>閉じこもり防止や要介護状態になることを予防するための相談・指導を健康教室、サロン事業、通いの場等で実施しています。</p> <p>今後も充実に向けた取組を進めます。</p>
④健康診査	<p>40～75歳未満の人には加入している健康保険の保険者において、特定健康診査及び特定保健指導を実施しています。75歳以上の高齢者へは、岡山県後期高齢者医療広域連合からの委託を受け、町が実施しています。</p> <p>健康診査は、介護予防の点からも重要な意味を持つため、積極的に受診してもらうよう啓発し、受診率の向上に努めていきます。</p> <p>また、健診結果を自らの健康づくりに役立てるため、受診者全員を対象に健診結果説明会を実施し、自らの生活習慣の改善に取り組み、健康の保持・増進につなげていきます。</p> <p>75歳以上の高齢者を対象とした個別健診の実施について検討を行います。</p>
⑤健康手帳の交付	<p>健康診査、健康教育、健康相談及び医療受診の記録だけでなく、健康保持のために必要な事項を記載することで、自らの健康管理と適切な医療の確保に資することができるよう、手帳の積極的な活用を推進します。</p>

2 介護予防・生活支援サービス事業の推進

高齢者が住み慣れた地域で、健康でいきいきとした生活が送れるよう支援することが重要です。そのためには高齢者が要介護の状態にならないための介護予防の取組や、要介護状態が悪化しないよう重度化防止の取組を推進する必要があります。

本町では、引き続き介護予防・日常生活支援総合事業の1つとしての介護予防・生活支援サービス事業を実施しています。

今後も地域包括支援センターが中心となって、事業効果の確認や評価、関係機関との連携による必要なサービスの確保を図りながら介護予防を推進します。

①事業対象者の把握	<p>要支援認定者以外の事業対象者を把握するため、基本チェックリストを実施し、対象者の把握を行っています。</p> <p>窓口で相談を受けた対象者に基本チェックリストを活用し、サービス区分の振り分けを行い一層対象者の把握に努めます。</p>
②介護予防教室の実施	<p>高齢化率の上昇に伴う要介護認定者等の増加が見込まれる中、要介護状態にならないための介護予防への取組がより一層重要となります。</p> <p>今後も保健師、管理栄養士、健康運動指導士等により、筋力低下予防を柱に、栄養改善、口腔機能の向上、認知症予防等についてのプログラムを盛り込んだ予防教室を開催します。</p> <p>また、効果的な教室内容となるよう、検討しながら充実を目指します。</p>
③生きがいデイサービス（通所型サービス）の実施	<p>要介護状態になることを防ぐための運動・栄養・口腔機能の維持・改善に向けた健康教育を中心に実施しています。</p> <p>今後も介護予防、高齢者の閉じこもり防止のための通所型サービスを積極的に行っていきます。</p> <p>また、同世代の交流の場であり、貴重な外出機会になっていると考えられることから、より介護予防の効果が上がるようサービス内容の充実に努めます。</p>
④食生活改善事業（訪問型サービス）の実施	<p>低栄養状態になりがちな介護予防・生活支援サービス事業対象者に、栄養バランスのとれた食事を提供し、状態の維持及び改善を図ります。</p> <p>また、栄養委員が中心となり、各地域での訪問指導や高齢者対象の教室を開催しますが、高齢化が進み後継者が不足しているため委員が不在となっている地区での普及活動について、地域格差を小さくするための取組を検討します。</p> <p>今後も、利用者のニーズにあった支援を心がけ、利用者にあった食事の提供回数の検討を行っていきます。</p>
⑤介護予防支援事業（ケアマネジメント）	<p>地域包括支援センターで、要支援者や介護予防・生活支援サービス事業対象者に、高齢者の自立支援を目指した介護予防ケアマネジメントを行います。</p>
⑥住民主体型デイサービス・訪問サービスの実施	<p>住民が主体となり、生活支援サポーターとして、地域の方の居場所づくりや助け合いの活動を行います。</p> <p>利用者・サポーターともに、身体機能の維持・向上を目的として、月に1回、理学療法士のリハビリ指導を受けることができます（岡山県リハビリテーション専門職派遣事業利用）。</p>

【介護予防支援事業(ケアマネジメント)の目標値】

		実績	見込み	第9期計画(目標値)			参考
		R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R22年度
介護予防ケアマネジメント実施数	(人)	32	30	30	30	30	28

【介護予防・生活支援サービス事業の目標値】

		実績	見込み	第9期計画(目標値)			参考
		R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R22年度
第1号事業利用者数	(人)	61	55	55	55	55	53
訪問型サービス (サービス事業者による緩和基準)	(事業所)	2	2	2	2	2	2
通所型サービス (サービス事業者による緩和基準)	(事業所)	6	8	8	8	8	8
通所型サービス (住民主体のサービス)	(か所)	1	1	1	1	1	1
通所型サービス(短期集中)	(事業所)	1	1	1	1	1	1

3 一般介護予防事業の推進

本町では、介護予防・日常生活支援総合事業の中ですべての高齢者を対象とした一般介護予防事業を実施しています。

今後も周知方法等の工夫に努め、介護予防への意識をより高めていく取組を進めます。

①健康手帳の交付（再掲）	一般介護予防事業の実施や健康記録等を記載する健康手帳を交付することで、町民の健康・介護予防に対する意識の高揚を図ります。
②啓発活動	隔月に広報紙へ「地域包括支援センターだより」として、介護予防等に関する情報を掲載しています。 今後も、介護予防に資する基本的な情報について、広報紙への掲載、リーフレットの作成、事業の実施等により、広く介護予防を呼びかけていきます。
③健康教育の実施（再掲）	健診（検診）結果をもとに、個々の状態や評価を行い、健診結果説明会を設けて個別に健康指導を行っています。 今後も、より多くの人に参加してもらうための工夫を重ね、一般健康教育、歯周疾患健康教育、病態別健康教育、薬に関する健康教育等を実施し、健康づくりに対する意識を高め、予防の推進を図ります。
④ふれあい・いきいきサロン	社会福祉協議会が主体で実施している「ふれあい・いきいきサロン」は、現在 36 か所のサロンが開催されています。 女性の参加者が多いため、男性の参加者が増えるよう広報活動や実施内容の検討なども行っていきます。
⑤地域住民グループ支援事業	サロンや地区の集会において、保健師や地域包括支援センター職員が助言等を行うなど地域との連携を図り支援を行っています。 今後もサロン活動の広報を充実させ、保健師、管理栄養士、地域包括支援センター職員等の派遣事業のより一層の充実を図ります。 また、運動器の機能向上を目的とした健康づくり・介護予防に資する体操を定期的に集まり開催しているグループ（通いの場）の普及を図ります。
⑥生活管理指導員派遣事業	高齢者の日常生活での家事や対人関係など、社会適応が困難な方に対して指導・助言を行い、閉じこもりがちな高齢者の支援を行います。 また、このような高齢者を対象に生活習慣に適応できるような指導等を行います。委託先の社会福祉協議会と連携し、社会適応が困難な高齢者の調査を行い、日常生活及び家事の指導・支援を行います。 今後も、介護保険外の資源として高齢者に対して介護予防・生活支援の観点から継続実施します。

【一般介護予防事業の目標値】

		実績	見込み	第9期計画(目標値)			参考
		R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R22年度
通いの場	(か所)	4	4	5	5	5	5
	(人)	40	40	50	50	50	50

【介護予防・重度化防止(対象者数)の目標値】

		実績	見込み	第9期計画(目標値)			参考
		R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R22年度
第1号被保険者数	(人)	2,023	1,991	1,961	1,934	1,902	1,471
要支援認定者数	(人)	99	96	90	85	82	67
事業対象者数	(人)	7	7	7	7	7	7
通いの場 利用者数(延)	(人)	1,497	1,600	1,700	1,700	1,700	1,700
介護予防ボランティア数	(人)	15	14	17	17	17	17

【2】地域で支え合うまちづくり(地域包括ケア体制)の推進

1 地域包括支援センターの運営

総合的な相談窓口機能として、高齢者のみにとらわれることなく、幅広い総合相談・支援を行っています。個々のニーズが多様化しており、困難事例も多くなっています。

今後は、より包括的なマネジメントの実践を行うために、インフォーマルサービスの活用など、社会資源の発掘にも努力し、高齢者一人ひとりの状態の変化に応じた長期的ケアマネジメントを後方支援するため、介護支援専門員の日常的個別指導や支援困難事例等への助言・指導を行い、地域の介護支援専門員のネットワークづくり等に取り組みます。

また、高齢者虐待に対する早期発見のために、更なるネットワークの構築を図ります。

【地域包括支援センターの体制】

設置方法	<ul style="list-style-type: none">● 久米南町役場保健福祉課内に設置します。● 現状の直営方式で運営します。
基本的な機能	<ul style="list-style-type: none">● 介護予防ケアマネジメント● 高齢者に対する総合相談・支援事業● 高齢者に対する虐待防止等の権利擁護事業● 地域の介護支援専門員の支援等を行う包括的・継続的ケアマネジメント支援事業● 地域ケア会議の充実● 在宅医療・介護連携の推進● 認知症施策の推進● 生活支援サービスの体制整備● 重層的支援体制整備
運営体制	<ul style="list-style-type: none">● 人員配置は、町職員で対応します。● 主任介護支援専門員1名、介護支援専門員1名、社会福祉士1名及び兼務として事務職員2名、保健師3名、管理栄養士1名で対応しており、今後も必要な人材の確保に努めます。● 幅広い施策の実施と相談体制が重要であるため、今後も、主任介護支援専門員を含め、3職種が常勤できる体制を目指します。

①地域包括支援センター運営協議会の設置	<p>地域包括支援センターが円滑に運営できるよう、地域包括支援センター運営協議会を設置し、年1回運営に関する協議を行っています。</p> <p>今後も地域包括支援センターが中立性を確保し、公正な運営の継続ができるよう、事業内容をチェックし、より具体的な目標設定・評価を行い、関係機関との連携・支援を行います。また、重層的支援体制の中心となる機関としての役割を果たせるよう支援していきます。</p>
②総合相談支援事業・権利擁護事業	<p>高齢者が、住み慣れた地域で安心して、その人らしい生活を継続していくことができるようにするため、どのような支援が必要かを把握し、適切なサービスの提供や関係機関につなげる等の支援を行います。</p> <p>また、社会福祉協議会が行う日常生活自立支援事業などの権利擁護を目的としたサービスや仕組みを有効に活用し、適切なサービス提案や関係機関との連携を図り、支援を行います。社会資源が不足している中、近年利用者のニーズも多種多様となっており、いかに個々の利用者に対応していくかがとても重要となっています。</p> <p>権利擁護業務については、消費者被害、高齢者虐待の報告件数はごくわずかですが、民生委員、愛育委員などを中心とした地域住民への研修も行い、早期発見に努めます。</p> <p>個々のニーズに対応するため、幅広い知識とネットワークが必要となってきます。そのためにも、社会福祉協議会や福祉分野の職種との連携も密に行いながら、適切な支援を行っていきます。</p>
③包括的・継続的ケアマネジメント支援	<p>主治医と介護支援専門員の連携、在宅と施設の連携など、利用者一人ひとりについて主治医や介護支援専門員などのさまざまな職種が連携し、個々の高齢者の状況やその変化に応じて継続的に支援します。</p> <p>特に医療機関との連携を密に行うように進めています。</p>
④地域ケア会議の制度化による強化	<p>本町では、自立支援を重視したケアプランに基づく個別事例の検討を定期的に行う「地域ケア個別会議」、地域に必要と考えられる資源の開発・政策を立案・提言する「地域ケア推進会議」を開催しています。</p> <p>「地域ケア個別会議」では、保健福祉課内の専門職に加え、岡山県リハビリテーション専門職派遣事業の活用により、理学療法士がアドバイザーとして出席し、事例検討を行います。</p> <p>今後も、地域包括ケア体制づくりを目指して、関係機関が福祉課題に向けた連携を協議する場として、強化に努めます。</p>

【地域ケア会議の目標値】

		実績	見込み	第9計画(目標値)			参考
		R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R22年度
地域ケア個別会議 開催回数	(回)	3	4	4	4	4	4
地域ケア推進会議 開催回数	(回)	1	1	1	1	1	1

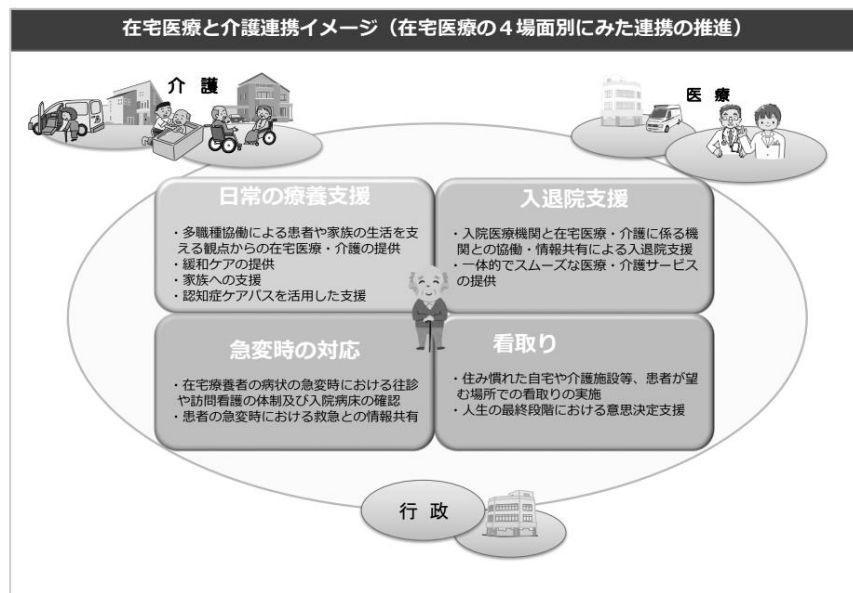
2 在宅医療・介護連携の推進

本計画期間中の令和7(2025)年度には、いわゆる“団塊の世代”のすべての人が75歳以上の後期高齢者となり、地域において疾病や要介護状態にある高齢者数が増加することが予想されています。このような中で、在宅医療と介護の連携をより強化し、高齢者が住み慣れた地域で最期まで生活することができるよう支援していくことが求められます。

高齢期では心身機能の衰えから、医療や介護が必要となること、容態急変による入院、退院後の在宅医療や介護、在宅療養中の看取りなど、4つの場面別で在宅医療と介護の連携を推進します。

本町では、「久米南町医療と福祉の連携推進協議会」における地域包括支援センター、介護支援専門員、介護事業者等の介護関係職種と医療関係職種の協議を充実することにより、在宅医療と介護の連携を推進していきます。

【在宅医療と介護連携イメージ】



資料：「在宅医療・介護連携推進事業の手引き Ver.3」(厚生労働省)

3 認知症施策の推進

認知症施策推進大綱に沿って、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる町を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、共生社会の実現に向けた施策を推進することが求められます。

そのために、発症や進行の予防に向けた取組の推進や、早期発見、早期対応、適切な医療、介護等のサービスの確保、ヤングケアラーを含めた家族への支援体制の構築等、進行段階に応じた適切な対応・支援が必要です。

本町では、認知症地域支援推進員による認知症への誤解や偏見をなくし正しい知識を広める啓発活動をはじめ、認知症の人や家族への一体的支援の推進や、認知症初期集中支援チームによる個別支援の実施、介護保険対象外のサービスの充実やボランティアによる日常的なサポートも含めた総合的なサービス提供体制の整備を図ります。

①啓発活動の推進・本人発信支援	<p>広報紙やリーフレットにより、認知症に対する誤解や偏見をなくするとともに、早期発見による治療の促進や認知症を予防する生活習慣を定着させていくために、正しい知識を広く普及・啓発します。</p> <p>今後も認知症地域支援推進員が中心となって、講座や地域活動に出向くなど、啓発活動を推進します。</p> <p>また、地域で暮らす認知症の人とともに普及啓発を進め、認知症であっても希望を持って前に向いて暮らすことができることを積極的に発信します。</p>
②認知症ケアパスの活用	<p>認知症が発症したとき、その進行状況に応じて、どのような医療・介護サービスを利用すればいいのかを標準的に示した「認知症あんしんガイド」を活用します。</p>
③認知症予防活動の促進	<p>認知症には予防と早期発見、適切な治療、早期サービス導入が重要なため、相談窓口のPRと訪問活動や認知症疾患医療センターの利用促進をしています。</p> <p>また、認知症対策講座や認知症カフェを実施するとともに、精神保健相談として、認知症相談日を2か月に1回実施し、専門医師の相談も行っています。</p> <p>今後は、デイサービスや健康教育の中で、認知症予防を目的とするプログラムを導入し、高齢者の生活習慣の改善を図ります。</p> <p>また、地域包括支援センター職員が、認知症予防に係る研修などにも積極的に参加し、知識の向上を図っています。</p> <p>今後は、研修で得た知識を広く呼びかけ、認知症予防活動の促進を図ります。</p> <p>さらに、認知症を引き起こす可能性がある閉じこもりを予防するため、保健師や地域包括支援センター職員等が定期的に訪問し、相談やデイサービス等に参加するよう呼びかけるとともに、地域サロンの活性化を行います。</p>
④認知症対応型グループホームの運営指導	<p>本町にあるグループホームの入居、運営状況及び入居者の現状等について、定期的に運営推進会議を開催しています。</p> <p>今後も高齢者のニーズと事業者の参入動向を把握するとともに、近隣市町村との連携を図りながら、適正な運営が図られるよう指導・助言を行います。</p>
⑤地域における見守りネットワークの構築	<p>生協、郵便局、農協、新聞販売所との見守り協定を結び、地域で発生するさまざまな問題の早期発見につなげています。</p> <p>今後も地域全体で見守る体制を継続するとともに、顔見知りの地域住民による訪問や声かけなど、認知症の予防や早期発見を行います。</p> <p>また、認知症の人や家族に対して、地域でできる範囲での手助けができるよう、認知症サポーターの養成を行います。</p>
⑥認知症の人と家族への一体的支援の推進	<p>認知症の人と家族が共に参加し、互いの思いを共有できる場を設け、本人の意欲の向上と家族の介護負担感の軽減、良好な家族関係の維持を図ります。</p>

4 生活支援サービスの基盤整備

生活支援サービスの充実に向けて、基盤整備を進めていきます。近隣住民、老人クラブ、民生委員などの参加による見守り、支援のできるまちづくりの普及・啓発に努めます。

また、地域における支え合いの体制づくりを進めるため、生活支援コーディネーターを1名配置しています。

さらに、介護予防・生活支援サービスの事業主体や生活支援コーディネーター等が参画し、定期的な情報共有及び連携強化の場の中核となる「協議体」を設置しています。

5 権利擁護の推進

介護保険によるサービス利用は、利用者と事業者の契約制度で成り立っています。しかし、認知症高齢者等の自己決定能力が低下している方にとっては、自らの判断で適切にサービスを選択したり、契約したりすることが困難で、有効なサービス提供が受けられない場合があると考えられます。本町でも、認知症高齢者の増加や1人暮らし世帯の増加に伴い、権利擁護の必要性がある利用者が年々増加しています。

介護サービス等について、本人の意思による自由な選択の意義を踏まえながら、福祉サービスの利用援助を行います。

また、令和4(2022)年に中核機関として設置した「久米南町成年後見センター」を中心として、地域包括支援センター等の関係機関と権利擁護に関わる課題や情報を共有し、権利擁護の取組を推進します。

さらに、関係各課等との連携を図り、高齢者の意思が尊重されるよう高齢者の人権尊重の啓発に努めるとともに、近年増加傾向にある高齢者虐待問題についても対応します。

①成年後見制度・権利擁護事業 利用支援	令和4(2022)年4月1日から中核機関として「久米南町成年後見センター」を設立し、専門家とアドバイザー契約を締結、多様なニーズに対応できるよう基盤整備をしています。センターの役割を周知し、当該制度を必要とする方に必要な支援を提供できるよう努めます。また、町民後見人の養成を行います。
②成年後見制度の普及・啓発と 相談	「久米南町成年後見センター」は、成年後見に関する相談機関としての役割だけでなく、関係者への研修会、一般住民への講演会等を開催し、成年後見制度の普及・啓発を行います。また、専門職の関与により、多角的な支援内容の検討を行うことができます。
③高齢者の虐待防止	本町で確認される高齢者虐待に係る通報等の件数は多くはありませんが、早期発見及び未然に虐待を防ぐことができるよう、虐待防止に向けた普及・啓発を行っています。 早期発見に向けた地域とのネットワークの構築が求められており、今後も各種団体や関係機関と連携し、地域による虐待防止、早期発見等ができるような体制づくりに努めます。 また、虐待が発生した場合、適切な行政権限行使により、虐待を受けている高齢者の保護及び虐待を行った養護者等に対する相談、指導又は助言を行い、発生した虐待の要因等を分析し、再発防止に努めます。 加えて、養介護施設の管理者等への適切な事業運営の確保を求める等、高齢者虐待への対応強化に努めます。

6 家族支援等その他の事業

①在宅介護者手当支給事業	<p>要介護4又は5に認定された方を在宅で介護している介護者に対して、身体的、精神的、経済的な軽減を図るとともに在宅福祉の増進を図るため、在宅介護者手当を支給しています。</p> <p>要介護認定者の増加に伴い、事業の普及・啓発を図り、介護者の支援を行っていきます。</p> <p>24時間介護にあたっている家族への精神的・身体的負担を少しでも取り除くため、在宅介護を続けられている介護者に対し支援を行っていきます。</p>
--------------	--

【3】生きがいづくりの推進

1 生涯学習活動の充実

学習意欲を持つ高齢者の生涯学習の機会を提供するため、本町では文化協会が設立され、書道や川柳、短歌等の集まりのほか、さまざまな講演会が開催されています。

文化協会への登録者数は令和5(2023)年4月1日現在13団体、222名となっており、文化意識の高さがうかがえます。しかし、どの団体も新規登録者が少なく、活動存続が課題となっています。

今後は、既存の団体の活動を広く周知し、参加への声かけを行うだけでなく、活動内容の充実を図り、誰でも気軽に参加できるような態勢を築いていきます。

2 生涯スポーツの充実

健康のためには、日頃の健康管理や規則正しい生活を送るだけでなく、適度からだを動かし、楽しく汗を流すことが必要です。本町では、生涯学習の推進とあわせて、生涯スポーツの推進にも取り組んでいます。

今後は、ゲートボールやグラウンドゴルフに加えて、ウォーキングの推進等により、より多くの高齢者が無理せずに、楽しくからだを動かすことができるようなメニューを提案し、幅広い活動になるよう取り組んでいきます。

3 交流活動等の充実

高齢者が日々の生活をより充実させていくためには、1人きりで家に閉じこもったりせず、高齢者の豊富な経験や知識を生かし、世代を超えた多くの交流が認知症予防の観点からも重要といえます。

そのため、各地区でのサロンの参加者や生きがいデイサービスの登録者の確保に向けた取組や、内容の充実が求められています。

また、文化協会等の協力による、加盟団体への参加体験の場の提供、保育園や小学校、地域での川柳づくりなどによる地域文化の伝承を、三世代で行うことによる世代間の交流等の推進を図ります。

さらに、生きがいデイサービスも高齢者の交流の場となっていることから、新規登録者の確保とともに、男性の参加率をより高めていくための広報活動を充実させ、参加率向上に努めます。

加えて、住み慣れた地域で支え合いながら、いきいきと暮らしていけるように、高齢者のボランティア等による住民相互による支え合いの取組ができるような仕組みづくりの支援を行います。

【4】安心して暮らせる環境整備の推進

1 介護保険サービスの充実

①予防給付サービス、介護給付サービスの提供	<p>予防給付による適切な介護予防プランの作成とケアマネジメント（地域包括支援センター）により、明確な目標を設定し、利用者の状態の維持・改善を図る適正なサービス提供を目指します。利用者の状態像の特性を踏まえ「本人のできることはできる限り本人が行う」ことを基本とし、介護サービスを提供します。</p>
②介護給付サービスの提供	<p>住み慣れた地域や住まいでできるだけ長く過ごせるよう、在宅介護を推進するとともに、必要な介護給付サービスの充実を目指します。</p>
③地域密着型サービスの提供	<p>本町には、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）が2ユニット（定員18名）整備されており、適正な整備量と把握しています。居住費・食費の軽減措置がないグループホームに対して、助成制度を設け、低所得者への経済的負担の軽減を図ります。</p> <p>また、地域密着型サービスの適正な運営のために、地域密着型サービス運営委員会で新規に参入する事業者のサービス運営や内容について審査を行い、基準に従って適切な事業運営を行うことができる事業者を指定します。</p>
④給付の円滑な提供	<p>介護が必要になっても、地域で安心して暮らすことができるよう、介護保険サービスの質と量の確保に努めます。</p> <p>本町では、介護給付適正化の強化の一環として、給付費の通知を年間4回利用者に送付しています。</p> <p>今後も、町民の誰もが質の高いサービスを受けられるよう、情報開示を進め、介護サービスの評価や適正化に努めるとともに、利用者が等しく適切なサービスの提供が受けられるように、各種事業所への助言等も積極的に行っていきます。</p> <p>また、要介護者等の心身の状況・環境に応じて、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供されるよう、保健・医療・福祉のサービス事業者等の連携強化を図っていきます。</p>
⑤相談、苦情処理の体制づくり	<p>町民が気軽に相談できる環境づくり、身近な相談窓口の体制づくりに努めます。</p> <p>また、町内の関係団体・サービス事業者・保健福祉事業従事者など、地域の多くの関係者からの意見収集に努めます。</p>
⑥介護サービスの安全性の向上	<p>介護サービス提供時の事故を防止するため、ケアマネジャーやサービス事業者等への啓発を行うとともに、事例検討や意見交換の機会を設けるなど、事故防止と緊急時の対応能力を高め、サービス提供時の安全性の確保に努めます。</p>
⑦介護人材の確保に向けた取組	<p>介護従事者の質の向上やよりよいサービスの提供につなげるため、各種研修や講座等の開催、情報提供などを行い介護従事者の育成を支援します。</p> <p>また、生活支援サポーター等の仕組みについて周知を行い、高齢者によるボランティア活動の推進を図ることで、住民互助による介護予防につながる仕組みができるよう支援します。</p>
⑧業務効率化の推進	<p>介護現場の業務効率化を支援するため、国や県と連携しつつ、申請様式・添付書類や手続きに関する簡素化やICT等の活用等によるペーパーレス化等を推進します。</p>

2 生活支援の推進

介護保険対象外サービスが介護保険サービスと補い合い、効果的かつ効率的に提供されるよう、総合的な保健福祉施策を展開します。

①高齢者の外出支援	<p>高齢者や身体障害のある人が安心して医療機関や官公庁、買い物等に出かけられるよう公共交通として、デマンド交通「カッピーのりあい号」や「混乗型スクールバス」を運行しています。</p> <p>今後も、誰もが利用しやすい交通手段となるよう充実を図ります。</p> <p>また、公共交通の利用が困難な介護度の高い人（要介護4、要介護5）を対象にタクシー利用券を配布し、支援します。</p>
②緊急通報体制の整備	<p>1人暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯などが、急病や災害時に緊急通報できるように、緊急通報装置等購入補助事業について、周知のための取組を行います。</p>
③高齢者日常生活用具の購入助成事業	<p>町の単独事業として、介護保険給付の対象とならない日常生活用具（IHコンロ、火災警報器、自動消火器に限る。）の購入費用の助成を行い、日常生活の支援を継続して行います。</p>
④認知症高齢者の生活の質向上に資する事業	<p>平成13年度から取り組んでいる認知症訪問事業では、2か月に1回専門医による相談を実施しています。本人及び家族の相談内容により、治療ルートに乗せたり、生活改善を指導したりして重症化の予防に努めています。令和3（2021）年度は7件、令和4（2022）年度は3件の相談実績となっています。</p> <p>また、認知症初期集中支援チームにより、早期診断、早期対応に取り組む、それぞれのケースに対応した支援を行っています。</p>
⑤高齢者虐待防止の促進	<p>認知症高齢者の増加、老老介護、長期にわたる介護疲れにより、虐待の懸念も増加しています。</p> <p>そのため、介護支援専門員や介護事業所からの個別の相談により、虐待の早期発見や防止に努めます。</p>
⑥養護老人ホーム	<p>令和5（2023）年8月現在、18名の入所者がおり、1人暮らし高齢者や身寄りのない高齢者等のニーズは増加しています。</p> <p>今後もより地域に目を向け、希望者のニーズの把握に努めます。</p>

【生活支援サービスの目標値】

		実績	見込み	第9期計画(目標値)			参考	
				R4年度	R5年度	R6年度		R7年度
タクシー利用券	実利用者数	(人)	10	6	6	6	6	5
日常生活用具購入助成事業 実利用者数		(人)	0	0	1	1	1	1
生きがい デイサー ビス	実利用者数	(人)	31	36	36	36	36	34
	延利用者数	(人)	1,102	1,000	1,000	1,000	1,000	900
生活管理 指導員 派遣事業	実利用世帯数	(世帯)	0	0	1	1	1	1
	延利用回数	(回)	0	0	24	24	24	24

【養護老人ホームの目標値】

		実績	見込み	第9期計画(目標値)			参考	
				R4年度	R5年度	R6年度		R7年度
町外	か所数	(か所)	4	4	4	4	4	4
	入所者数	(人)	20	19	20	20	20	20

【軽費老人ホーム、老人福祉センターの目標値】

		実績	見込み	第9期計画(目標値)			参考
				R4年度	R5年度	R6年度	
軽費老人ホーム	(人)	28	29	30	32	32	23
老人福祉センター	(か所)	1	1	1	1	1	1

3 安心生活のための環境整備

①福祉の心の育成	<p>福祉教育の振興として、子どもたちの福祉体験学習を通じた地域福祉への理解と関心を高めることが重要です。</p> <p>本町では、ボランティアセンターと社協職員が連携しながら各地区小学校へ車いす体験学習等の福祉教育の出前講座を行っています。また、各地域の福祉のまちづくり推進協議会が中心となって、さまざまな交流会などを行っていますが、地域間格差があるため自立支援をサポートすることが課題となっています。</p> <p>今後は、地域間格差を解消し、全地域が福祉活動の充実促進を図れるよう、ボランティア活動等の広報・相談やリーダー養成を行っていきます。</p> <p>また、各地域の福祉のまちづくり推進協議会が中心となって、ふれあい交流、高齢者等の見守り・支援など、地域福祉活動の一層の充実を推進します。</p> <p>ボランティア活動についても、関係機関相互の効果的な連携を図り、ボランティア活動に対する広報、相談、リーダーの養成等を行いながら基盤の整備を図ります。</p>
②住宅環境の整備	<p>高齢者の住まいの多くは「持ち家」ですが、老朽化や段差など不便な点も多く、住宅改修を必要とする人が多数存在します。要介護状態になる原因の1つに「転倒・骨折」があり、ほとんどが住居内で発生していることから、住宅改修の相談、支援を積極的に行います。</p>
③生活環境の整備	<p>高齢者が住み慣れた地域でいきいきした活動を継続していくには、公共施設のみならず、民間施設のバリアフリー化も求められており、高齢者が生活しやすい環境の整備を推進することが重要です。</p> <p>町道等については、関係機関と協議し維持管理等を行います。</p>
④安全対策の推進	<p>振り込め詐欺等の対応について、担当課や消費生活センター等と連携を図り、被害防止に向けて引き続き取り組んでいきます。</p> <p>また、高齢者の交通事故が増加傾向にある中、地域の会合等に出向き、事故防止の啓発活動を積極的に行います。</p>
⑤感染症対策の推進	<p>新型コロナウイルス感染症をはじめ、感染症対策にあたっては、町民へ「新しい生活様式」の日常への取り入れを周知します。</p> <p>また、医療や福祉、介護関係の事業所等に対しては、「感染拡大防止ガイドライン」など各種ガイドラインに沿った感染予防、感染拡大防止の対策を促進します。</p>

第5章 介護保険事業の推進

【1】介護サービス事業量の見込み

1 居宅サービス

要支援1～2認定者を対象とした予防給付では、これまでの実績等を基本に介護予防福祉用具貸与を中心にサービスの利用を見込みます。

要介護1～5認定者を対象とした介護給付では、福祉用具貸与のほか、訪問介護、訪問看護、居宅療養管理指導、通所介護、短期入所生活介護など多様なサービスの利用を見込みます。

①予防給付

【予防給付の見込量】

		第9期計画			参考
		R6年度	R7年度	R8年度	R22年度
介護予防訪問入浴介護	回数 (回/月)	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数 (人/月)	0	0	0	0
介護予防訪問看護	回数 (回/月)	8.0	8.0	8.0	8.0
	人数 (人/月)	2	2	2	2
介護予防訪問リハビリテーション	回数 (回/月)	8.0	8.0	8.0	8.0
	人数 (人/月)	1	1	1	1
介護予防居宅療養管理指導	人数 (人/月)	1	1	1	1
介護予防通所リハビリテーション	人数 (人/月)	18	18	17	14
介護予防短期入所生活介護	日数 (日/月)	19.8	19.8	16.8	16.8
	人数 (人/月)	4	4	3	3
介護予防短期入所療養介護(老健)	日数 (日/月)	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数 (人/月)	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(病院等)	日数 (日/月)	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数 (人/月)	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	日数 (日/月)	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数 (人/月)	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	人数 (人/月)	41	41	41	34

		第9期計画			参考
		R6年度	R7年度	R8年度	R22年度
特定介護予防福祉用具購入費	人数 (人/月)	2	2	2	2
介護予防住宅改修費	人数 (人/月)	2	2	2	2
介護予防特定施設入居者生活介護	人数 (人/月)	1	1	1	1
介護予防認知症対応型通所介護※	回数 (回/月)	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数 (人/月)	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護※	人数 (人/月)	0	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護※	人数 (人/月)	0	0	0	0
介護予防支援	人数 (人/月)	47	47	45	39

※地域密着型サービス

②介護給付

【介護給付の見込量】

		第9期計画			参考
		R6年度	R7年度	R8年度	R22年度
訪問介護	回数 (回/月)	858.1	885.9	944.3	738.5
	人数 (人/月)	45	46	47	34
訪問入浴介護	回数 (回/月)	4.0	4.0	4.0	4.0
	人数 (人/月)	1	1	1	1
訪問看護	回数 (回/月)	134.8	134.8	134.1	107.0
	人数 (人/月)	19	19	19	15
訪問リハビリテーション	回数 (回/月)	24.0	24.0	24.0	16.0
	人数 (人/月)	3	3	3	2
居宅療養管理指導	人数 (人/月)	29	29	29	22
通所介護	回数 (回/月)	435.6	418.0	403.7	334.0
	人数 (人/月)	56	54	52	43
通所リハビリテーション	回数 (回/月)	212.9	202.0	197.0	160.0
	人数 (人/月)	30	28	27	21
短期入所生活介護	日数 (日/月)	300.8	269.4	266.0	219.6
	人数 (人/月)	33	31	30	25

		第9期計画			参考
		R6年度	R7年度	R8年度	R22年度
短期入所療養介護(老健)	日数 (日/月)	17.2	17.2	17.2	17.2
	人数 (人/月)	1	1	1	1
短期入所療養介護(病院等)	日数 (日/月)	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数 (人/月)	0	0	0	0
短期入所療養介護(介護医療院)	日数 (日/月)	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数 (人/月)	0	0	0	0
福祉用具貸与	人数 (人/月)	116	113	110	84
特定福祉用具購入費	人数 (人/月)	2	2	2	2
住宅改修費	人数 (人/月)	2	2	2	2
特定施設入居者生活介護	人数 (人/月)	29	31	31	22
定期巡回・随時対応型訪問介護看護※	人数 (人/月)	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護※	人数 (人/月)	0	0	0	0
地域密着型通所介護※	回数 (回/月)	683.1	656.9	644.0	544.7
	人数 (人/月)	53	51	50	42
認知症対応型通所介護※	回数 (回/月)	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数 (人/月)	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護※	人数 (人/月)	1	1	1	1
認知症対応型共同生活介護※	人数 (人/月)	18	18	18	18
地域密着型特定施設入居者生活介護※	人数 (人/月)	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護※	人数 (人/月)	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護※	人数 (人/月)	0	0	0	0
居宅介護支援	人数 (人/月)	162	160	156	126

※地域密着型サービス

2 施設サービス

現行のサービス提供基盤を基本に介護老人福祉施設、介護老人保健施設等の利用を見込みます。なお、介護療養型医療施設は令和5(2023)年度末をもって「介護医療院」へ完全移行します。

【施設サービスの見込量】

		第9期計画			参考
		R6年度	R7年度	R8年度	R22年度
介護老人福祉施設	人数 (人/月)	80	80	80	66
介護老人保健施設	人数 (人/月)	29	29	29	22
介護医療院	人数 (人/月)	1	2	2	1

※「介護療養型医療施設」は令和5(2023)年度末をもって「介護医療院」へ完全移行する。

3 地域密着型サービスの整備計画

第9期計画の期間中には新たな施設整備は想定していませんが、住み慣れた地域で十分なサービスが受けられるよう、既存のサービス提供体制の充実に努めます。

【地域密着型サービスの日常生活圏域ごとの整備計画】

(単位:か所、人)

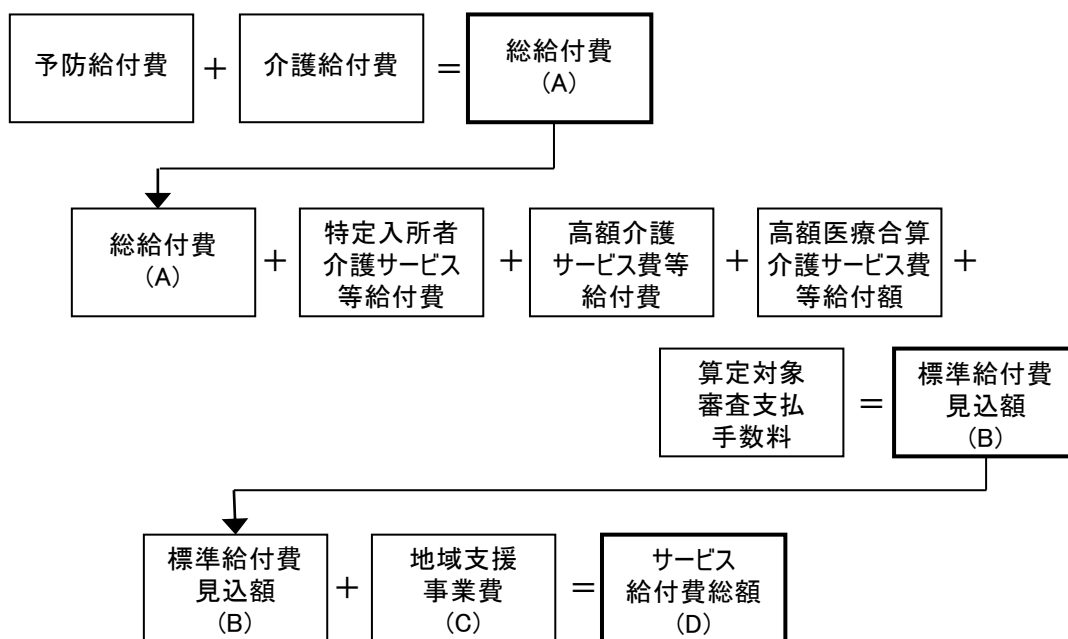
		既存施設	第9期計画期間中の整備				総計
			R6年度	R7年度	R8年度	計	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	施設数	0	0	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	施設数	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	施設数	3	0	0	0	0	3
	定員数	29	0	0	0	0	29
認知症対応型通所介護	施設数	0	0	0	0	0	0
	定員数	0	0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	施設数	0	0	0	0	0	0
	定員数	0	0	0	0	0	0
認知症対応型共同生活介護	施設数	1	0	0	0	0	1
	定員数	18	0	0	0	0	18
地域密着型特定施設入居者生活介護	施設数	0	0	0	0	0	0
	定員数	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	施設数	0	0	0	0	0	0
	定員数	0	0	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	施設数	0	0	0	0	0	0
	定員数	0	0	0	0	0	0

【2】サービス給付費総額

介護保険サービスのサービス給付費総額は、介護報酬と地域区分の改定を踏まえた予防給付費と介護給付費を合算した総給付費を計算した上で、高額介護サービス費等給付費や地域支援事業費(介護予防・日常生活支援総合事業費を含む)を加算して算出します。

以下の数式で算出した第9期介護保険事業期間(令和6～8年度)のサービス給付費総額は2,584,089,817円(3か年分)です。

【サービス給付費総額の算出フロー】



1 予防給付費

【予防給付費】

(単位:千円)

	第9期計画			参考
	R6年度	R7年度	R8年度	R22年度
介護予防サービス				
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0
介護予防訪問看護	808	809	809	809
介護予防訪問リハビリテーション	279	279	279	279
介護予防居宅療養管理指導	146	146	146	146
介護予防通所リハビリテーション	7,436	7,445	6,921	5,846
介護予防短期入所生活介護	1,543	1,545	1,252	1,252
介護予防短期入所療養介護(老健)	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	2,311	2,311	2,311	1,918
特定介護予防福祉用具購入費	840	840	840	840
介護予防住宅改修費	2,718	2,718	2,718	2,718
介護予防特定施設入居者生活介護	711	712	712	712
地域密着型介護予防サービス				
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0
介護予防支援	2,549	2,553	2,444	2,118
合計(予防給付費)	19,341	19,358	18,432	16,638

2 介護給付費

【介護給付費】

(単位:千円)

	第9期計画			参考
	R6年度	R7年度	R8年度	R22年度
居宅サービス				
訪問介護	31,797	32,667	34,688	27,069
訪問入浴介護	612	613	613	613
訪問看護	9,769	9,782	9,709	7,515
訪問リハビリテーション	982	983	983	655
居宅療養管理指導	4,740	4,746	4,746	3,599
通所介護	44,048	42,021	40,359	33,768
通所リハビリテーション	24,895	23,746	23,345	18,813
短期入所生活介護	32,762	29,191	28,884	24,051
短期入所療養介護(老健)	2,071	2,074	2,074	2,074
短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0
短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0	0
福祉用具貸与	17,332	16,964	16,447	12,361
特定福祉用具購入費	695	695	695	695
住宅改修費	2,251	2,251	2,251	2,251
特定施設入居者生活介護	66,874	71,599	71,599	50,070
地域密着型サービス				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0
地域密着型通所介護	69,984	67,399	66,171	56,295
認知症対応型通所介護	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	2,507	2,510	2,510	2,510
認知症対応型共同生活介護	58,535	58,609	58,609	58,609
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0
施設サービス				
介護老人福祉施設	253,370	253,691	253,691	209,662
介護老人保健施設	100,866	100,492	100,492	75,851
介護医療院	4,378	8,768	8,768	4,384
居宅介護支援	26,450	26,147	25,464	20,512
合計(介護給付費)	754,918	754,948	752,098	611,357

3 総給付費

【総給付費】

(単位:千円)

	第9期計画			参考
	R6年度	R7年度	R8年度	R22年度
総給付費(A)	774,259	774,306	770,530	627,995
予防給付費	19,341	19,358	18,432	16,638
介護給付費	754,918	754,948	752,098	611,357

※端数処理により合計は一致しない

4 標準給付費見込額

【標準給付見込額】

(単位:円)

	第9期計画			参考
	R6年度	R7年度	R8年度	R22年度
総給付費(A)	774,259,000	774,306,000	770,530,000	627,995,000
特定入所者介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	36,874,300	35,656,548	34,560,719	27,810,357
高額介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	18,296,450	18,323,400	18,323,400	12,658,966
高額医療合算介護サービス費等給付額	3,000,000	3,000,000	3,000,000	2,211,035
算定対象審査支払手数料	700,000	700,000	700,000	498,960
審査支払手数料支払件数	10,000	10,000	10,000	7,128
標準給付費見込額(B)	833,129,750	831,985,948	827,114,119	671,174,318

※端数処理により合計は一致しない

5 地域支援事業費

【地域支援事業費】

(単位:円)

	第9期計画			参考
	R6年度	R7年度	R8年度	R22年度
地域支援事業費(C)	30,620,000	30,620,000	30,620,000	22,435,640
介護予防・日常生活支援総合事業費	13,570,000	13,570,000	13,570,000	9,585,389
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び 任意事業費	14,100,000	14,100,000	14,100,000	9,900,251
包括的支援事業(社会保障充実分)	2,950,000	2,950,000	2,950,000	2,950,000

※端数処理により合計は一致しない

6 サービス給付費総額

【サービス給付費総額】

(単位:円)

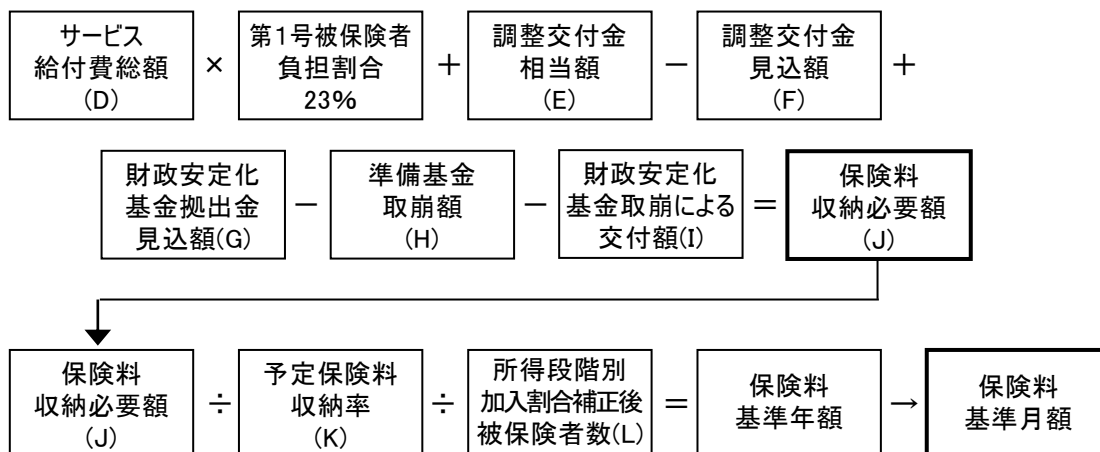
	第9期計画			参考
	R6年度	R7年度	R8年度	R22年度
サービス給付費総額(D)	863,749,750	862,605,948	857,734,119	693,609,958
標準給付費見込額(B)	833,129,750	831,985,948	827,114,119	671,174,318
地域支援事業費(C)	30,620,000	30,620,000	30,620,000	22,435,640

※端数処理により合計は一致しない

【3】第9期計画における第1号被保険者の介護保険料

第1号被保険者の保険料は、サービス給付費総額をもとに、第1号被保険者負担割合や調整交付金相当額等を踏まえ保険料収納必要額を計算した上で、予定保険料収納率や所得段階別加入割合補正後の被保険者数を用いて、保険料基準月額を算出します。

【第1号被保険者の保険料基準月額算出フロー】



1 所得段階区分及び保険料率

負担能力に応じた保険料負担とするため、所得段階別被保険者の割合を踏まえ、保険料率を以下のように設定します。

また、消費税による公費を投入して低所得者(保険料の所得段階が第1段階から第3段階までの者)の保険料の軽減を行っており、第9期期間中も継続して実施します。

【所得段階区分及び保険料率】

所得段階	所得段階の内容	保険料率 (軽減税率)
第1段階	生活保護被保護者、老齢福祉年金受給者世帯全員市町村民税非課税かつ本人年金収入等 80 万円以下	基準額 × 0.455 (基準額 × 0.285)
第2段階	世帯全員市町村民税非課税かつ本人年金収入等 80 万円超 120 万円以下	基準額 × 0.685 (基準額 × 0.485)
第3段階	世帯全員市町村民税非課税かつ本人年金収入等 120 万円超	基準額 × 0.690 (基準額 × 0.685)
第4段階	本人が市町村民税非課税(世帯に課税者がいる) 本人年金収入等 80 万円以下	基準額 × 0.900
第5段階	本人が市町村民税非課税(世帯に課税者がいる) 本人年金収入等 80 万円超	基準額(1.000)
第6段階	市町村民税課税かつ合計所得金額 120 万円未満	基準額 × 1.200
第7段階	市町村民税課税かつ合計所得金額 120 万円以上 210 万円未満	基準額 × 1.300
第8段階	市町村民税課税かつ合計所得金額 210 万円以上 320 万円未満	基準額 × 1.500
第9段階	市町村民税課税かつ合計所得金額 320 万円以上 420 万円未満	基準額 × 1.700
第10段階	市町村民税課税かつ合計所得金額 420 万円以上 520 万円未満	基準額 × 1.900
第11段階	市町村民税課税かつ合計所得金額 520 万円以上 620 万円未満	基準額 × 2.100
第12段階	市町村民税課税かつ合計所得金額 620 万円以上 720 万円未満	基準額 × 2.300
第13段階	市町村民税課税かつ合計所得金額 720 万円以上	基準額 × 2.400

※()は、軽減税率

2 保険料収納必要額

【保険料収納必要額】

(単位：円)

		第9期計画		
		R6年度	R7年度	R8年度
標準給付費見込額(B)	2,492,229,817	833,129,750	831,985,948	827,114,119
地域支援事業費(C)	91,860,000	30,620,000	30,620,000	30,620,000
第1号被保険者負担分相当額	594,340,658	198,662,443	198,399,368	197,278,847
調整交付金相当額(E)	126,646,991	42,334,988	42,277,797	42,034,206
調整交付金見込額(F)	277,033,000	94,576,000	92,588,000	89,869,000
調整交付金見込交付割合	—	11.17%	10.95%	10.69%
後期高齢者加入割合補正係数	—	0.7787	0.7892	0.8013
所得段階別加入割合補正係数	—	0.9395	0.9394	0.9391
財政安定化基金拠出金見込額(G)	0	—	—	—
財政安定化基金拠出率	0.0%	—	—	—
財政安定化基金償還金	0	—	—	—
準備基金残高(前年度末の見込額)	37,360,167	—	—	—
準備基金取崩額(H)	20,000,000	—	—	—
財政安定化基金取崩による交付額(I)	0	0	0	0
審査支払手数料1件あたり単価	—	70	70	70
審査支払手数料支払件数	30,000件	10,000件	10,000件	10,000件
審査支払手数料差引額	0	0	0	0
市町村特別給付等	0	0	0	0
市町村相互財政安定化事業負担額	0	—	—	—
保険者機能強化推進交付金等の交付見込額	1,200,000	—	—	—
保険料収納必要額(J)	422,754,649	—	—	—

※端数処理により合計は一致しない

3 保険料収納率と所得段階別加入割合補正後被保険者数

【保険料収納率と所得段階別加入割合補正後被保険者数】

(単位：人)

		第9期計画		
		R6年度	R7年度	R8年度
予定保険料収納率(K)	99.00%	—	—	—
所得段階別加入割合補正後被保険者数(L)	5,433	1,839	1,813	1,782

4 第1号被保険者保険料基準額

保険料収納必要額に予定保険料収納率、所得段階別加入割合補正後被保険者数を除算し求めた第9期介護保険事業期間(令和6～8年度)の第1号被保険者介護保険料基準月額、6,600円となります。

また、保険料の所得段階が第1段階から第3段階までの方については、軽減税率を適用した保険料とします。

【所得段階区分及び保険料】

所得段階	所得段階の内容	保険料率 (軽減税率)	第9期計画(R6～8年度)	
			月額	年額
第1段階	生活保護被保護者、老齢福祉年金受給者世帯全員市町村民税非課税かつ本人年金収入等 80万円以下	0.455 (0.285)	3,003円 (1,881円)	36,036円 (22,572円)
第2段階	世帯全員市町村民税非課税かつ本人年金収入等 80万円超 120万円以下	0.685 (0.485)	4,521円 (3,201円)	54,252円 (38,412円)
第3段階	世帯全員市町村民税非課税かつ本人年金収入等 120万円超	0.690 (0.685)	4,554円 (4,521円)	54,648円 (54,252円)
第4段階	本人が市町村民税非課税(世帯に課税者がいる) 本人年金収入等 80万円以下	0.900	5,940円	71,280円
第5段階	本人が市町村民税非課税(世帯に課税者がいる) 本人年金収入等 80万円超	1.000	6,600円	79,200円
第6段階	市町村民税課税かつ合計所得金額 120万円未満	1.200	7,920円	95,040円
第7段階	市町村民税課税かつ合計所得金額 120万円以上 210万円未満	1.300	8,580円	102,960円
第8段階	市町村民税課税かつ合計所得金額 210万円以上 320万円未満	1.500	9,900円	118,800円
第9段階	市町村民税課税かつ合計所得金額 320万円以上 420万円未満	1.700	11,220円	134,640円
第10段階	市町村民税課税かつ合計所得金額 420万円以上 520万円未満	1.900	12,540円	150,480円
第11段階	市町村民税課税かつ合計所得金額 520万円以上 620万円未満	2.100	13,860円	166,320円
第12段階	市町村民税課税かつ合計所得金額 620万円以上 720万円未満	2.300	15,180円	182,160円
第13段階	市町村民税課税かつ合計所得金額 720万円以上	2.400	15,840円	190,080円

※()は、軽減後の数値

5 令和22(2040)年度の第1号被保険者保険料基準額

第9期計画期間(令和6～8年度)の推計を延長して求めた令和22(2040)年度の保険料基準月額は7,230円と見込んでいます。

【4】介護給付適正化の推進

1 要介護認定の適正な実施

適切な要介護認定調査を行うため、認定調査員の定期的な研修会の受講を推進します。

また、委託している更新申請については、提出される認定調査票の確認を行うとともに、適正な介護認定審査会の運営に努めます。

2 ケアプラン・住宅改修等の点検

要介護認定者等の状態に応じた適切なサービスの利用ができるようにするとともに、保険給付の適正化を図るため、居宅サービスの土台となるケアプランの点検を行い、質の向上を図ります。

また、住宅改修費、福祉用具購入費、福祉用具貸与費の給付に関し、申請書をもとに給付の必要性を確認するとともに、必要に応じて調査を行います。

【ケアプランの点検の目標値】

		実績	見込み	第9期計画(目標値)			参考
		R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R22年度
点検数	(件)	68	50	50	50	50	45

3 医療情報との突合・縦覧点検

医療情報との突合により要介護認定者等やサービスごとの利用者、給付費等の実績の分析・評価を行い、疑義のある給付について、適正化を図ります。

【医療情報との突合・縦覧点検の目標値】

		実績	見込み	第9期計画(目標値)			参考
		R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R22年度
突合件数	(件)	254	250	250	250	250	240
縦覧点検数	(件)	268	250	250	250	250	240

4 サービス利用者への介護給付費通知

サービス利用者に対し、費用の給付状況等の利用実績を通知することにより、介護保険制度に対する意識を高めていくとともに、自らが受けているサービスを確認し、適正な請求につなげていきます。

【介護給付費通知の目標値】

		実績	見込み	第9期計画(目標値)			参考
		R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R22年度
通知送付回数	(回)	4	4	4	4	4	4

第6章 計画の推進のために

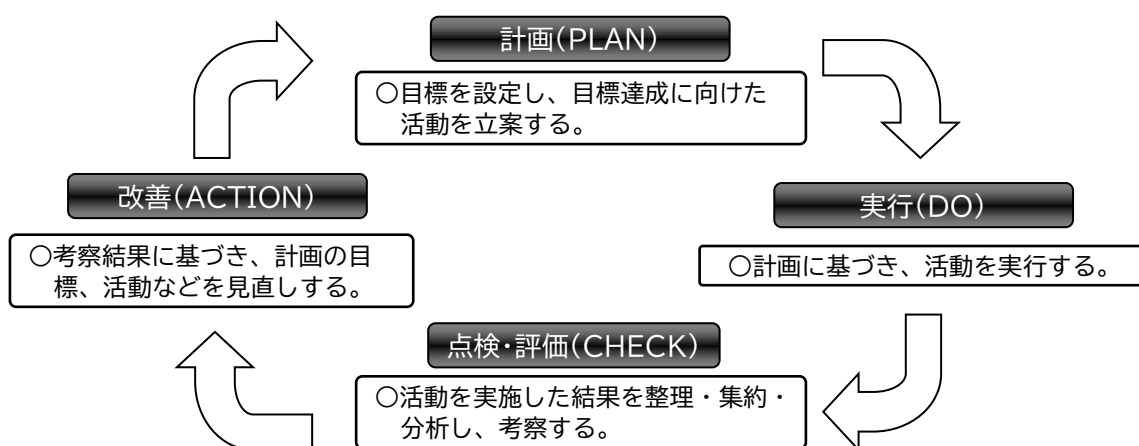
【1】関係機関との連携の強化

本計画の推進にあたっては、庁内の関係部署が十分に連携を図りながら、分野横断的にさまざまな取組を進めるとともに、地域住民、町社会福祉協議会、サービス提供事業所、保健医療機関、ボランティア団体などとの連携を強化し、取組を推進します。

【2】計画の進行管理

本計画を着実に推進するため、計画(PPLAN)、実行(DO)、点検・評価(CHECK)、改善(ACTION)による進行管理(PDCAサイクル)に基づき、進捗状況を管理するとともに、次の施策に生かすために必要に応じて改善を図ります。

【参考/PDCAサイクルのプロセスイメージ】



資料編

【1】久米南町介護保険事業計画策定委員会

1 設置要綱

久米南町介護保険事業計画策定委員会設置要綱

平成 11 年 6 月 24 日

要綱第 3 号

(設置)

第 1 条 久米南町介護保険事業計画（以下「事業計画」という。）の策定にあたり、介護給付等対象サービスの円滑な提供を図るため、町長の諮問機関として久米南町介護保険事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(事業)

第 2 条 委員会は、事業計画の策定に関し、町長の諮問に応じ審議し、その結果を町長に答申するものとする。

(組織)

第 3 条 委員会は、町議会議員、医師、老人福祉施設長、民生委員、被保険者等で構成し、町長が任命する。

2 委員の任期は、当該諮問に係る答申をもって終了する。ただし、公職にあることにより委嘱又は任命された委員はその職を退いたときに委員の職を失うものとする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長各 1 名を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、委員長が必要と認めたときに招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(調査員)

第 6 条 事業計画を策定するにあたり、調査、研究に必要な資料等を収集するため調査員を置くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の事務局を保健福祉課に置く。

(その他)

第8条 この要綱の定めによるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年3月25日要綱第4号)

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

2 委員名簿

所属機関名	役職名	氏名
久米南町議会 厚生産業常任委員会	委員長	◎南 直樹
久米南町 医師	医師代表	近藤 健介
久米南町民生委員児童委員協議会	会 長	○岸 順子
久米南町老人クラブ連合会	会 長	磯山 守
久米南町社会福祉協議会	事務局長	福田 美子
社会福祉施設（イーエスサウスヒルズ）	施設長	池本 大二
ホームヘルパー	代 表	井口 佳恵
保健師	代 表	三木 真由美
第1号被保険者 （介護給付等サービス利用者の家族）	代 表	瀧川 信美
第2号被保険者 （介護給付等サービス利用者の家族）	代 表	山岡 徹

（敬称略）

順不同

◎：委員長、○：副委員長

【2】計画策定経過

令和4年	10月	在宅介護実態調査の実施	
	）		
令和5年	3月	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の実施	
	1月		
	11月 17日		第1回久米南町介護保険事業計画策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・委員委嘱 ・委員長選出 ・第9期介護保険事業計画の基本的な考え方について ・アンケート調査の結果について ・今後のスケジュールについて
	12月 27日 ）		パブリックコメント
令和6年	1月 26日	第2回久米南町介護保険事業計画策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・計画案について 	
	2月 13日		

久米南町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画

発行日:令和6(2024)年3月

発行:岡山県 久米南町

編集:久米南町 保健福祉課

〒709-3614 岡山県久米郡久米南町下弓削 502-1

TEL 086-728-4411 FAX 086-728-4414

e-mail:hokenfukushi@town.kumenan.lg.jp
